

信頼される教師を目指して

平成20年3月
香川県教育委員会

(平成26年11月 一部改訂)

(平成29年11月 一部改訂)

(令和 7年 4月 一部改訂)

目 次

はじめに

I 教職員としてのサービスの在り方

1 教員の使命と職責	1
2 サービスの根本基準	1
3 職務上の義務と身分上の義務	1
4 懲戒処分の指針等	6

II 校内研修について

1 不祥事防止のポイント	14
2 校内研修の工夫	15
3 サービス規律に関する年間研修計画（案）	16

III 具体的な事例

1 体罰・不適切な指導について	17
2 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメントについて	29
3 交通法規の遵守について	
(1) 交通事故	44
(2) 飲酒運転	46
(3) その他の交通違反	49
4 個人情報の不適切な取扱い（漏えい）について	53
5 公金等の不正処理について	55

IV チェックシート

V 参考資料

- 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について
（平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長、同スポーツ・青少年局長通知）
- 体罰根絶に向けた取組の徹底について
（平成25年8月9日 文部科学省初等中等教育局長、同スポーツ・青少年局長通知）
- 運動部（体育）活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止について
（平成13年7月16日 保健体育課長通知）
- 運動部活動での指導のガイドラインについて
（平成25年6月7日 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- 生徒指導提要
（令和4年12月改訂 文部科学省）
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針
（令和4年3月18日文部科学大臣決定（令和5年7月13日改訂））

はじめに

学校教育は、児童生徒、保護者、地域の信頼がなければ成り立ちません。その信頼は、教職員一人ひとりの資質・指導力の向上に向けた日々の研鑽や、よりよい学校づくりに対する惜しみない努力など、学校に寄せられる期待に応えようとする教職員の姿から培われるものです。

しかし、教職員の非違行為や不祥事は、こうして築き上げた学校教育への信頼を一瞬にして根底から損なってしまうとともに、児童生徒の心に大きな傷を残し、学校に重大な汚点として記憶されることとなります。

こうしたことから、平成20年3月に、全ての教職員が事例に学び、改めて自らの行動を点検するとともに、不祥事防止に努めるよう、想定される事例をもとにチェックリストや関係法令・通知を加えまとめた研修用資料を作成しました。各学校には、資料の活用により、研修の充実を図るようお願いしてきましたが、その後も不祥事が後を絶たず、多くの教職員が懲戒処分を受けました。

近年においても、児童生徒性暴力等事案や学校徴収金等の私的流用事案、飲酒運転事案など、教職員としての使命や職責の重さを十分に自覚していないといわざるを得ない事案が複数発生しており、教職員に対する県民からの信頼が大きく損なわれかねない状況と受け止めています。

そこで、この度、教職員一人ひとりが今一度、自らに課せられた職責と果たすべき義務の重要性を再認識する一助とするため、新たに発生した事案や最近の関係法令の改正を踏まえ、この研修用資料を見直しました。

教職員の不祥事等の防止・根絶に向けて、管理職の適切な指導の下、教職員一人ひとりが自分のこととして受け止め、服務規律の遵守に努めることを強く願っています。

令和7年4月

香川県教育委員会

I 教職員としてのサービスの在り方

1 教員の使命と職責

教員は、教育を受ける者の人格の完成を目指し、その育成を促すという重要な職責を担うものであり、近年の社会の大きな変化、あるいは児童生徒の多様化といった実態に的確に対応するために、教員一人ひとりの資質の向上が求められているところである。

平成18年に全面的に見直された新しい教育基本法第9条において、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定されている。

2 サービスの根本基準

地方公務員である県費負担教職員は、地方公務員法第30条に規定されているとおり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

また、教育公務員という職務とその責任の特殊性に基づき、地方公務員法に対する特別法として、任免やサービスなどの取扱いについて定めた教育公務員特例法が設けられている。

教育公務員特例法では、兼職及び他の事業等への従事制限、争議行為等の禁止、政治的行為の制限等について特別の規定を設けている。

県費負担教職員の任命権は、指定都市を除いて都道府県の教育委員会に属しているが、教職員は市町の公務員であり、県費負担教職員のサービスの監督は、市町教育委員会が行うことになっている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条）

3 職務上の義務と身分上の義務

職務を遂行するにあたって守るべき職務上の義務と、職務遂行の有無にかかわらず、公務員たる身分を有する限り当然に守るべき身分上の義務がある。

地方公務員の義務についてまとめると、下記のようなになる。

職務上の義務	サービスの宣誓（地公法第31条） 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条） 職務に専念する義務（地公法第35条）
身分上の義務	信用失墜行為の禁止（地公法第33条） 秘密を守る義務（地公法第34条） 政治的行為の制限（地公法第36条、教特法第18条） 争議行為等の禁止（地公法第37条） 営利企業等の従事制限（地公法第38条、教特法17条）

（注）地公法とは地方公務員法、教特法とは教育公務員特例法をさす。

＜関係法令＞

○日本国憲法

〔公務員の本質〕

第15条 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

②～④ 略

○教育基本法（平成18年法律第120号）

（教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（服務の根本基準）

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（服務の宣誓）

第31条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 略

（職務に専念する義務）

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（政治的行為の制限）

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条

の19第1項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

(1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

(2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

(3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

(4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。） 、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

(5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

（争議行為等の禁止）

第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 略

（営利企業等の従事制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第1項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 略

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（兼職及び他の事業等の従事）

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2・3 略

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 略

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）

（政治的行為の制限）

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄付金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

○人事院規則14-7（政治的行為）

（適用の範囲）

1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。

2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。

3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。

4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第6項第16号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

（政治的目的の定義）

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第6項に定める政治的行為に含まれない限り、法第102条第1項の規定に違反するものではない。

(1) 規則14-5に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。

(2) 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。

(3) 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

(4) 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。

(5) 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。

(6) 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。

(7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。

(8) 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

（政治的行為の定義）

6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

(1) 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

(2) 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらか

の行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。

- (3) 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
- (4) 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
- (5) 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
- (6) 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
- (7) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
- (8) 政治的目的をもつて、第5項第1号に定める選挙、同項第2号に定める国民審査の投票又は同項第8号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
- (9) 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
- (10) 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。
- (11) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- (12) 政治的目的を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎（行政執行法人にあつては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。
- (13) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
- (14) 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。
- (15) 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
- (16) 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
- (17) なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

7・8 略

4 懲戒処分の指針等

○懲戒処分の指針

(令和6年8月19日施行)

懲 戒 処 分 の 指 針

香 川 県 教 育 委 員 会

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものであり、香川県教育委員会の事務局又は学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員及び市町（学校組合）立の小学校又は中学校に勤務する県費負担教職員（以下これらを「職員」という。）に適用するものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、第2の「標準例」に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、同「標準例」に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、同「標準例」に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、同「標準例」に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては同「標準例」に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務關係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
- イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

- ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県若しくは市町（学校組合を含む。）の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

- ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。
- イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 個人情報の盗難、紛失又は流出

重大な過失により重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(10) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(11) 営利企業等の従事の許可を得る手続きの怠

営利企業の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若し

くは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これら兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(12) 入札談合等に関与する行為

県又は市町（学校組合を含む。）が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(13) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(14) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(15) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

※「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

2 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメント関係

(1) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項各号に規定する「児童生徒性暴力等」に該当する次の行為を行った職員は、免職とする。

(ア) 児童生徒等に性交等（刑法第177条第1項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（(ア)に掲げるものを除く。）。

(ロ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（(エ)において「児童ポルノ法」という。）第5条から第8

条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）。

(エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。

a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

(オ) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（(ア)から(エ)までに掲げるものを除く。）。

イ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動を行った職員は、停職、減給又は戒告とする（アに掲げるものを除く。）。

※ア及びイに掲げる「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項各号に規定する次の者をいう。

① 学校に在籍する幼児、児童又は生徒

② 18歳未満の者（①に該当する者を除く。）

(2) わいせつな行為（2 (1)及び(3)に掲げるものを除く。)

わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。

※(2)に掲げる「わいせつな行為」とは、刑法、軽犯罪法、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律、香川県迷惑行為等防止条例などの規定に違反するわいせつな行為等をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント（2 (1)に掲げるものを除く。)

ア セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

※「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場や学校における性的な言動及び他の職員等を不快にさせる職場や学校の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれにあたる。

3 体罰等

(1) 体罰

ア 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。

ウ 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30 日以上の治療を要する場合をいう。

※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30 日未満の治療を要する場合をいう。

(2) 不適切な言動

暴言等の不適切な言動により、児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた職員の処分は、免職、停職、減給又は戒告とする。その量定の決定に当たっては、3 (1)におけるアからウを参考とする。

4 公金取扱い関係

(1) 横領（5に掲げるものを除く。）

公金を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取（5に掲げるものを除く。）

公金を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取（5に掲げるものを除く。）

人を欺いて公金を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公金を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公金の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 諸給与の違法支払・不適正受給（5に掲げるものを除く。）

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 公金処理不適正（5に掲げるものを除く。）

自己保管中の公金の流用等公金の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

5 不正な会計処理関係

(1) 預け金の形成又は使用

支出の相手方から虚偽の請求書等を提出させ、当該請求書等により公金を支出し、又は支出させ、当該支出金を他の用途に使用するための資金として保有し、又は支出の相手方等に保有させた職員は、免職とする。不正に支出されたことを知りながら、当該資金を物品の購入等他の用途に使用した職員も同様とする。

(2) 差替え

支出金を契約した物品とは異なる物品の購入等他の用途に使用する目的で、支出の相手方から虚偽の請求書等を提出させ、当該請求書等により公金を支出し、又は支出させた職員は、停職又は減給とする。この場合において、当該物品を領得し、私的に利益を受けた職員は、免職とする。

(3) 旅費の不正支出

旅費の支出に関し、公務出張の事実がないにもかかわらず虚偽の支出関係書類を作成し、公金を不正に支出し、又は支出させた職員は、免職又は停職とする。

(4) 不正な会計処理への関与

ア 不正な会計処理と知りながら、(1)又は(3)の行為に従属的に関与した職員は、停職又は減給とする。

イ 不正な会計処理と知りながら、(2)の行為に従属的に関与した職員は、減給又は戒告とする。

(5) 履行確認不十分

(1)又は(2)の不正な会計処理に関し、履行確認を十分に行わなかった職員は、減給又は戒告とする。

6 公物取扱い関係

(1) 横領

公物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失

公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難

重大な過失により公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

(8) 公物処理不適正

公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

(9) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

7 公務外非行関係（2（1）及び（2）に掲げるものを除く。）

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

8 交通事故及び交通違反関係

(1) 飲酒運転

ア 飲酒運転（酒気帯び運転を含む。）をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、人を死亡させた場合は、免職とする。

イ 飲酒運転（酒気帯び運転を含む。）となることを知りながら、同乗し又は飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

(2) 交通事故及び交通違反（8（1）に掲げるものを除く。）

ア 著しい速度超過違反により、交通事故を起こした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、人を死亡させ、又は重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。

イ 交通事故で人を死亡させた職員は、停職又は減給とする。この場合において、その職員の過失が重大である場合には、免職又は停職とする。

ウ 交通事故で人に重傷を負わせた職員は、戒告とする。この場合において、その職員の過失が重大である場合には、停職又は減給とする。

エ 交通事故を起こした場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反を行った職員は、免職又は停職とする。

※交通事故及び交通違反等の報告を怠った場合には、量定を加重し、処分を行うものとする。

9 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いてい

た職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

附 則

この指針は、令和6年8月19日から施行する。

○懲戒処分 of 公表について

懲戒処分を行った際は、原則として、被処分者の所属の区分、職階、年齢、性別、事件の概要、処分内容、処分時期を公表する（非行内容が重大な場合や懲戒免職の場合など社会に及ぼす影響が著しい場合は、被処分者の所属・氏名も公表する）こととしている。ただし、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合には、例外として、公表しないことがある。

Ⅱ 校内研修について

1 不祥事防止のポイント

「自覚」と「行動」

教職員の不祥事を未然に防止するためには、教職員一人ひとりが、教育公務員としての自覚を高めるとともに、自らの行動を律することが大切である。

「教育公務員としての自覚」を高めていくためには

○一人ひとりの意識改革

教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない地方公務員であるとともに、教育を通じて全体に奉仕する教育公務員である。このことをしっかりと自覚したい。「誰も見ていないから大丈夫」「こんなことは誰でもしている」という気持ちよりも、採用の際に「サービスの宣誓」をしたときの気持ちを忘れず、児童生徒の模範となることを心がけていくことが大切である。

○学校組織の中での雰囲気づくり

教育公務員としての自覚は、教職員同士が意識をしあいながら高めていくことも必要である。「教育委員会から言われたから」「校長から言われたから」守らなければならないということではなく、一人の不用意な行為が教職員の信用を傷つけ、あるいは教職員全体の不名誉となりうることを踏まえて、教職員同士がお互いに意識を高め合う雰囲気をつくっていくことが大切である。

「行動」を律するために

○守らなければならないことを正しく理解すること

教職員は、自覚を高めていくことと同時に、自らの行動を律していくことが大切である。教職員として、しなければいけないことは何か、してはいけないことは何かについて、正しい知識を身に付け、理解し、それを自らの行動に結びつけていかなければならない。そのためには、校内研修等を通じて、法令等の理解を深めていくことが必要である。

2 校内研修の工夫

職員会議等における管理職からの指導のみでは、十分時間がとれなかったり、何度も同じ指導をすることで、かえって不祥事防止の意識が低下するなどの問題点が挙げられる。

そこで、各学校では、以下のような工夫を積極的に取り入れ、研修の充実を図ることが望ましい。

＜校内研修の工夫例＞

○運営の工夫

- ・管理職の指導中心の研修から、教職員が運営する研修へ運営方法を変える。
- ・コンプライアンス推進委員会を立ち上げ、委員会主導で研修を進める。
- ・校務分掌ごとに、コンプライアンスに対する取組方法を考える。
- ・通知文を配布するだけでなく、一人ひとり輪読し共通理解を図る。

○具体的な事例の紹介

- ・県内で起こった事案や他自治体の類似事案など、具体的な事例を基に説明する。

○外部講師を招いての講話

- ・現職の警察官から、交通事故・交通違反やわいせつな行為などの事例を学ぶ。

○体験的な研修

- ・ロールプレイを取り入れる。
- ・グループに分かれてディベートを行う。

○グループ討議

- ・小グループに分かれての事例分析、討議を行う。
- ・自分のヒヤリとした体験やふだんから心がけていること等を発表しあう。

○ワークシートを作成

- ・何が原因か、不祥事を起こした場合の影響、その結果どうなったか、未然に防ぐための方法等を記述する。

○チェックリストを作成

- ・学校独自のチェックリストを作成する。

○ファイリングして保存

- ・通知文や研修資料を、各教職員が専用ファイリングして活用する。

○決意表明

- ・全教職員の連名で決意表明書を作成し、保護者、地域に情報発信する。

3 服務規律に関する年間研修計画（案）

校内研修をより効率的・効果的に実施するために、年間研修計画を立てることが肝要であり、ここでは一例を示している。

あくまでも参考例であり、各学校においては、学校の実態等に合わせて、実施内容や時期を定めて計画的に取り組むことが大切である。

年間研修計画の例

月	研修内容	対象	備 考
4	○教育公務員としての服務の在り方について ○個人情報の取扱いについて ○体罰の禁止について ○セクハラ、パワハラ、わいせつな行為の防止について	若年教員 転入者 若年教員 転入者 全教職員 全教職員	・「服務規則」等を活用 ・個人情報の取扱いに関する校内規程等の配布、周知 ・生徒指導の在り方について共通理解を図る。 ・「懲戒処分の指針」の配布、周知 ・児童生徒へ相談窓口の周知 ・「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」や「ハラスメントのない快適な職場づくり」の活用
5	○不祥事の防止とメンタルヘルスについて	全教職員	
6	○交通事故・違反の防止について ・交通事故について	全教職員	
7	○教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について	全教職員	・夏季休業前に通知文等を活用し実施
8	○服務規律の確保に向けての法規研修	全教職員	
9	○交通事故・違反の防止について ・交通違反（速度超過違反、無免許運転等）について	全教職員	・通知文、「懲戒処分の指針」の配布、周知
10	○事例研究	全教職員	・新聞記事等を活用
11	○交通事故・違反の防止について ・交通事故、飲酒運転について	全教職員	
12	○教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について	全教職員	・冬季休業前に通知文等を活用し実施
1	○事例研究	全教職員	・新聞記事等を活用
2			
3	○研修のまとめ ・自己評価 ・今後の取組について	全教職員	・研修の成果と自己評価 ・次年度に向けての目標設定

Ⅲ 具体的な事例

1 体罰・不適切な指導について

児童生徒に対する体罰は、学校教育法により禁止されており、いつ、いかなる場合にも決してあってはならない行為である。また、教員に対する社会の信頼を損なうものであり、ひいては学校教育全体に対する不信を招くこととなる行為である。

また、たとえ身体に対する侵害や肉体的苦痛を与える体罰ではないにしても、大声で怒鳴る、ものを叩く等による威圧的・感情的な指導や、当事者に十分に事実確認を行わないまま思い込みで指導する等の行為は、児童生徒のストレスや不安感を高め、精神的に追いつめることにつながりかねない不適切な指導であり、体罰同様、いかなる児童生徒に対しても許されない行為であることに留意する必要がある。

教育は、教師と児童生徒との信頼関係が基盤にあって成立するものであり、児童生徒の指導においては、深い愛情を持ち、正しい児童生徒理解に立って信頼関係を築き、心で受け止める「心対心」の指導が大切である。

【事例1】

A教諭は、部活動の指導中、練習態度が悪かった男子生徒に注意をしたが、態度を改めなかったため、男子生徒の頬を平手で1回叩き、鼓膜損傷で全治1週間の怪我を負わせた。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

戒告（地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

3 体罰等

(1) 体罰

ア 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。

ウ 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。

※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

(2) 刑事責任

傷害罪（刑法第204条）、暴行罪（刑法第208条）に該当することがある。

(3) 民事責任

保護者等から損害賠償を請求されることがある。

＜他の事例＞

- B教諭は、他の児童へいたずらを繰り返す児童に対して、何度も口頭で指導を行ったが、児童はその指導に従わずいたずらを繰り返したため、児童の頬を平手で1回叩いた。
- C教諭は、級友に嫌がらせをしていた生徒に口頭で指導したが、無視して立ち去ろうとしたため、生徒の髪を掴んで教室の床に押し倒し、馬乗りになって指導した。

【事例2】

D教諭は、約1年間、複数の生徒に対し、教室で授業中や清掃中の態度を指導する際、常習的に平手や手の甲で頬や頭を叩くとともに、そのうち1名に対しては、筆箱をごみ箱に入れたり、侮蔑的な呼び名で呼んでいた。

＜問われる責任＞

（1）身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

停職（地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

3 体罰等

(1) 体罰

ア 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。

ウ 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。

※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

（2）刑事責任

傷害罪（刑法第204条）、暴行罪（刑法第208条）に該当することがある。

（3）民事責任

保護者等から損害賠償を請求されることがある。

【事例3】

E教諭は、授業に集中しようとしないう生徒に対し、自身の顔を生徒の顔の目前まで近づけた上、「ボケ」、「カス」等の生徒の人格を否定する言葉を用いながら、授業態度を改めるよう叱責した。その結果、生徒は精神的苦痛により不登校となった。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

戒告（地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

3 体罰等

(1) 体罰

ア 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。

ウ 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。

※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

(2) 不適切な言動

暴言等の不適切な言動により、児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた職員の処分は、免職、停職、減給又は戒告とする。その量定の決定に当たっては、3(1)におけるアからウを参考とする。

(2) 刑事責任

傷害罪（刑法第204条）に該当することがある。

(3) 民事責任

保護者等から損害賠償を請求されることがある。

〈参考1〉

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

（平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長、同スポーツ・青少年局長通知）

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指

導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。

(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。

② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。

③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指

導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告するよう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみに固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることな

く、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

(別紙) 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断され则认为られる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きが多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。

- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められる则认为られるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断され则认为られる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所での指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

<参考 2>

○運動部活動での指導のガイドライン（平成25年6月7日 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）より抜粋

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

○ 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。

○ 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

○ 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

○ 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

(例)

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

○ 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)
 - ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・ 相手の生徒が受け身ができないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

＜参考 3＞

○生徒指導提要（令和４年１２月改訂）より抜粋

【不適切な指導として考えられ得る例】

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

＜関係法令・通知文等＞

○学校教育法（昭和２２年法律第２６号）

第１１条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○刑法（明治４０年法律第４５号）

（傷害）

第２０４条 人の身体を傷害した者は、１５年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

（暴行）

第２０８条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、２年以下の懲役若しくは３０万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○民法（明治２９年法律第８９号）

（不法行為による損害賠償）

第７０９条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○国家賠償法（昭和２２年法律第１２５号）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

第１条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 略

○現職教育用資料（生徒指導） 「心対心」の教育の在り方について 一体罰防止の取り組みに向けて一
（平成１０年１０月 香川県教育委員会）

○運動部（体育）活動における体罰の防止について
（平成１３年７月１６日 保健体育課長通知）

○体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について

(平成25年3月13日 文部科学省初等中等教育局長、同スポーツ・青少年局長通知)

○運動部活動での指導のガイドラインについて

(平成25年6月21日 保健体育課長通知)

○生徒指導提要

(令和4年12月改訂 文部科学省)

2 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメントについて

本来、児童生徒を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力を行うことは言語道断である。

しかしながら、児童生徒性暴力等に該当する行為により懲戒処分を受ける教育職員等は全国で後を絶たず、なかには教員という権威や信頼を悪用し、被害児童生徒が自身の被害に気付かないように性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事案も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。

こうした状況を受け、令和4年4月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行され、「児童生徒性暴力等を根絶する」という基本理念の下、「教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。」と初めて法律で明文化されるとともに、教育職員等に対して、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理を保持し、児童生徒性暴力等事案が発生したと思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務が課されることとなった。

また、児童生徒性暴力等に及んだ教育職員等については、文部科学省の通知等において、「法の基本理念を踏まえ、懲戒免職とする」とされており、児童生徒性暴力等に及んだことにより免職となり免許状が失効した教育職員等（以下「特定免許状失効者等」という。）に対し、「児童生徒性暴力等を行った教員が再び教壇に戻ってくるという事態はあってはならない」という考え方の下、再び免許状が授与されることは基本的にない。

さらには、特定免許状失効者等については、国が整備するデータベースに40年間登録され、任命権者が採用活動をする際には必ず同データベースへの登録の有無を確認することが義務付けられているため、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教育職員等として採用されることも基本的にない。

このように、児童生徒性暴力等を行った者については極めて厳格な対応を講じているところであるが、性暴力が児童生徒の権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであること、また、一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う大多数の教育職員等の社会的尊厳が著しく傷付けられることを踏まえれば自明の理である。

児童生徒性暴力等は、他の児童生徒や教育職員等の目が届きにくい環境下において発生しやすいことが考えられるため、電子メールやSNS等による児童生徒との私的なやりとりの禁止の徹底や、執務環境の見直しによる教育職員等と児童生徒との密室状態の回避、組織的な教育指導体制の構築など、児童生徒性暴力等の被害を未然に防ぐ取組を強化することが重要である。

現在、文部科学省はホームページにおいて、児童生徒性暴力等の防止のための先進的な取組を進める教育委員会等のノウハウや、専門的知見をまとめた取組事例集及び教育職員向け研修用動画を公表しており、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため、校内での研修等において参考とされたい。

また、セクシュアル・ハラスメントについては、対象となった教職員、児童生徒及び保護者等の個人としての尊厳を傷つけ、就労上又は修学上の環境に様々な悪影響を及ぼすものであり、その未然防止を図るとともに、学校の構成員としてセクシュアル・ハラスメントのない就労上及び修学上の適正な環境の維持・確立に努める必要がある。

なお、児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、その態様の如何によっては児童生徒性暴力等にも該当し得るものであることについて留意されたい。

【事例 1】

A 教諭は、担任する生徒が 16 歳未満であることを知りながら、着衣の上から同生徒の胸や尻を触った。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

懲戒免職（地公法第 29 条第 1 項第 1 号、2 号及び第 3 号）

【懲戒処分の指針】

2 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメント関係

(1) 児童生徒性暴力等

ア 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第 2 条第 3 項各号に規定する「児童生徒性暴力等」に該当する次の行為を行った職員は、免職とする。

(ア) 児童生徒等に性交等（刑法第 177 条第 1 項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（ア）に掲げるものを除く。）。

(ロ) 刑法第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（エ）において「児童ポルノ法」という。）第 5 条から第 8 条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第 2 条から第 6 条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（ア）及び（イ）に掲げるものを除く。）。

(ハ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（ア）から（ロ）に掲げるものを除く。）。

ア 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第 2 条第 3 項第 3 号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

(ニ) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと（ア）から（ハ）までに掲げるものを除く。）。

懲戒免職になった場合、教育職員免許法第 10 条の規定により免許状はその効力を失う。

(2) 刑事責任

不同意わいせつ罪（刑法第 176 条）に該当することがある。

(3) 民事責任

相手方から損害賠償を請求されることがある。

〈他の事例〉

○ B 教諭は、18 歳に満たない者のスカートの下にスマートフォンを差し入れ、下着を撮影しようとしたが未遂に終わった。

○ C 教諭は、無料通信アプリを使い、女子生徒にわいせつな画像や文章を送信した。

- D教諭は、無料通信アプリを通じて知り合った女子中学生に裸の画像を撮影させ、自身のスマートフォンに送信させた。
- E教諭は、18歳に満たない者に対し性交類似行為に及び、その様子をスマートフォンで撮影し保存した。

【事例2】

F教諭は、無料通信アプリを用いて女子生徒と私的なやり取りを行い、からかう目的で同生徒の性経験の有無を尋ねるメッセージを送信し、同生徒に不快感を抱かせた。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

減給・戒告（地公法第29条第1項第1号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

2 児童生徒性暴力等及びセクシュアル・ハラスメント関係

(3) セクシュアル・ハラスメント（2（1）に掲げるものを除く。）

ア セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

※「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場や学校における性的な言動及び他の職員等を不快にさせる職場や学校の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれにあたる。

(2) 刑事責任

メッセージにとどまらず、他者の耳に届く可能性のある公共の場でも行われた場合、卑わいな行為の禁止（香川県迷惑行為等防止条例第3条）に該当することがある。

(3) 民事責任

相手方から損害賠償を請求されることがある。

〈他の事例〉

- G教諭は、授業中に性的な冗談を言ったり、女子生徒の外見や容姿に関する発言を行い、G教諭の発言を不快に思っている生徒からやめてほしいと抗議があった。
- H教諭は、女子児童をしばしば膝の上に抱きかかえる行為を行っていた。女子児童は喜んでいるように思えたが、女子児童の保護者からやめてほしいと抗議を受けた。
- I校長は、職員室内において、部下である女性教諭の身体的特徴を揶揄する発言を繰り返し、当該発言を周囲で聞いていた教職員が不快感を抱いた。
- J教諭は、一方的に好意を抱いていた同僚女性教諭に身体的接触を繰り返し行い、私的なメールを執拗に送信した。

<参考 1>

【児童生徒性暴力等の定義】

- 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。
 - ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）
 - ② 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第2号）
 - ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）
 - ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第4号）
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
 - ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第5号）
- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ①について、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
- ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、
 - ・刑法第182条の罪：16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求等）、
 - ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為：児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的の人身売買等（同法第8条）（児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる）、

- ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）：児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条）がここに含まれる。

- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動）などが、ここに含まれると考えられる。

【児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処】

- 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、文部科学省においても、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とすべきことについて、累次にわたり通知等してきたところである。

【教育職員等を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等】

- 任命又は雇用を希望する者が特定免許失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
- 特定免許失効者等の任命又は雇用を行う場合は、法第3条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。

【特定免許失効者等に対する免許状の再授与】

- 再授与審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということであり、再授与の審査に当たって、授与権者においては、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。
- 法第4条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない等とされていることを踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必

要である。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であり、授与権者は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある。

※ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定（令和5年7月13日改訂））より抜粋

＜参考2＞

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

- 性的な関心、欲求に基づくもの
スリーサイズを聞く、卑わいな冗談、性的な風評、からかい、ヌードポスター等を職場に貼る、身体を執拗に眺め回す、食事やデートにしつこく誘う、性的内容の手紙やメールを送りつける、身体に不必要に接触する、不必要な個人指導を行う等
- 性別により差別しようという意識等に基づくもの
女には・・・、男のくせに・・・、人格を認めない呼び方等、女性であるというだけでのお茶くみや掃除の強要等

基本的な心構え

- 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。
- 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さない。
- セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らない。
- 児童等の保護者など、職務に従事する際に接することとなる関係者との関係にも注意しなければならない。
- 児童等が対象となるセクシュアル・ハラスメントの防止等のために、児童等がこの趣旨を理解するよう努める必要があり、その際、児童等の心身の発達段階等を考慮し、実状に応じた適切な指導を行い、必要かつ適正な教育活動が確保されるよう、適切な配慮が望まれる。

※ 「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について」（平成12年2月1日 教育長通知）より抜粋

〈参考 3〉

運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて

運動部（体育）活動は、教育活動の中にあつて、体力の向上や健康の増進を図る重要な活動である。その活動においては、指導上必要な身体への接触や露出の多い服装の着用等、他の教育活動とは異なる特殊な状況が生じるため、生徒と指導者との信頼関係のもと、適切な指導が行われるよう配慮する必要がある。

運動部（体育）活動の指導者は、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動がないかどうか、常に自らの行動を律し、確認することが求められる。

また、「これくらいなら、指導者と生徒の関係で許される」という指導者の勝手な思い込みからセクシュアル・ハラスメントとして問題になることが考えられる。また、生徒が納得しても保護者の立場に立つと納得できない状況もあることを十分に認識し、その指導にあたっては、事前にその方法や効果、ねらい等について十分説明し、理解を得ておくことが大切である。

運動部（体育）活動において、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

(1) 性的な内容の発言関係

① 性的な欲求に基づくもの

- ・ 身体的特徴や性的な関心を話題にすること
- ・ 卑わいな発言をすること

② 性別をもとに差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 「男のくせに・・・」「女のくせに・・・」などと発言すること
- ・ 容姿、体型等により生徒の嫌がるニックネームでよぶこと

(2) 性的な行動関係

① 身体接触を伴う技術指導

- ・ 本人や周囲の者が不快に感じる姿勢での接触
- ・ 必要以上の長時間の接触

② 生徒の体を執拗にながめ回す行為

(3) 特別扱いが男女の関係を想起させる行為

① 他の生徒とは異なった不適切な時間や場所で特別に個別指導をすること

(4) VTR等視聴覚機器を使用した指導は、長所や短所を理解させる上で非常に有効な指導手段である。しかし、撮影方法や内容、指導意図について生徒が十分理解できるよう事前に説明し、実際にそれを使用して指導に役立てるようにしなければセクシュアル・ハラスメントと疑われる可能性がある。

※ 「運動部（体育）活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止について」（平成13年7月16日 保健体育課長通知）より抜粋

＜関係法令・通知文等＞

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）

（定義）

第２条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

２ この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- （１） 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- （２） １８歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

３ この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

- （１） 児童生徒等に性交等（刑法（明治４０年法律第４５号）第１７７条第１項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
- （２） 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
- （３） 刑法第１８２条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号。次号において「児童ポルノ法」という。）第５条から第８条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第６７号）第２条から第６条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前２号に掲げるものを除く。）。
- （４） 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前３号に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第２条第３項第３号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- （５） 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

４ この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。

５ この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第２条第１項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

６ この法律において「特定免許失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第１０条第１項（第１号又は第２号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第１１条第１項又は第３項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

（児童生徒性暴力等の禁止）

第３条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

（教育職員等の責務）

第１０条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒

性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第22条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第10条第2項（同法第11条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

○教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

(授与)

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

(1)・(2) 略

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4)～(6) 略

2～6 略

(失効)

第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

(1) 第5条第1項第3号又は第6号に該当するに至ったとき。

(2) 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

(3) 略

2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

(特定免許状失効者等に係る免許状の再授与)

第16条の2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

○刑法（明治40年法律第45号）

(公然わいせつ)

第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(不同意わいせつ)

第176条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する。

(1) 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

- (2) 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
 - (3) アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
 - (4) 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
 - (5) 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
 - (6) 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
 - (7) 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
 - (8) 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
- 3 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第1項と同様とする。

（不同意性交等）

- 第177条 前条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第179条第2項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
- 3 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（16歳未満の者に対する面会要求等）

- 第182条 わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
 - (2) 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
 - (3) 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よつてわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者は、2年以下の拘禁刑又は100円以下の罰金に処する。
- 3 16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第2号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとつてその映像を送信すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとつてその映像を送信すること。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

（定義）

- 第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系

若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 略

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- (1) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- (2) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 ~~3~~ この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第1項第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。））に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

（罰則）

第18条 ストーカー行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第19条 禁止命令等（第5条第1項第1号に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

第20条 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 （平成11年法律第52号）

(定義)

第2条 この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

(1) 児童

(2) 児童に対する性交等の周旋をした者

(3) 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

(1) 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

(2) 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

(3) 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

(児童買春)

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

(児童買春周旋)

第5条 児童買春の周旋をした者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、7年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第6条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、7年以下の懲役及び1000万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ所持、提供等)

第7条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

2 児童ポルノを提供した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

4 前項に規定するもののほか、児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者

も、第2項と同様とする。

- 5 前2項に規定するもののほか、ひそかに第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第2項と同様とする。

6～8 略

(児童買春等目的的人身売買等)

第8条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

- 2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、2年以上の有期懲役に処する。

- 3 前2項の罪の未遂は、罰する。

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）

(性的姿態等撮影)

第2条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- (1) 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

- (2) 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

- (3) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

- (4) 正当な理由がないのに、13歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は13歳以上16歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

- 3 前2項の規定は、刑法第176条及び第179条第1項の規定の適用を妨げない。

(性的影像記録提供等)

第3条 性的影像記録（前条第1項各号に掲げる行為若しくは第6条第1項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第1項第4号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第5条第1項第4号に掲げる行為により同項第1号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複製したものをいう。以下同じ。）を提供した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- 2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の拘禁刑若し

くは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(性的影像記録保管)

第4条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

(性的姿態等影像送信)

第5条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。次号及び第3号において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為
 - (2) 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
 - (3) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
 - (4) 正当な理由がないのに、13歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。）の影像送信をし、又は13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以上前日に生まれた者が、当該13歳以上16歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。
- 3 前2項の規定は、刑法第176条及び第179条第1項の規定の適用を妨げない。

(性的姿態等影像記録)

第6条 情を知って、前条第1項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

○香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2)～(9) 略

(淫行又は猥せつ行為等の禁止)

第16条 何人も、青少年に対し、淫行又は猥せつの行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又はこれを見せてはならない。

第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○香川県迷惑行為等防止条例（昭和38年香川県条例第50号）

(卑わいな行為の禁止)

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共の場所又は公共の乗物において、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服の上から又は直接、人の身体に触れること。
- (2) 人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する方法により行われる場合を除く。）。

- (3) 正当な理由がないのに、写真機等を使用して衣服を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共の場所若しくは公共の乗物にいる人又は公衆に対し、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。
- 2 何人も、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、教室、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が出入りし、又は利用する場所又は乗物（公共の場所又は公共の乗物を除く。）にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を撮影してはならない。
- 3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態にある人の姿態を撮影してはならない。
- 4 何人も、第1項第2号若しくは第3号又は前2項の規定により禁止される撮影のために、写真機等を向け、又は設置してはならない。

（罰則）

- 第12条 第3条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として前項（第3条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について
（平成12年2月1日 教育長通知）

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針
（令和4年3月18日文科科学大臣決定（令和5年7月13日改訂））

3 交通法規の遵守について

(1) 交通事故

交通事故は、被害者の心身に苦痛を与えるのみならず、加害者として事故処理に多大の労力、経済的負担を要し、職務に影響を及ぼすこともあるとともに、公務員としての信用を傷つける非行として社会的批判を受けることとなる。

交通安全教育を推進する立場にある者として、交通法規の遵守に努め、交通事故の根絶を期し、安全運転を心がける必要がある。

【事例】

A教諭は、自家用車を運転し学校から帰宅している途中、考え事をしていて、信号機が赤であることに気づかずに交差点に進入し、青信号で右方から直進してきた自動車と出会い頭に衝突し、運転手に加療約2か月を要する重傷を負わせた。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

減給（地公法第29条第1項第1号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

8 交通事故及び交通違反関係

(2) 交通事故及び交通違反（8（1）に掲げるものを除く。）

ア 略

イ 略

ウ 交通事故で人に重傷を負わせた職員は、戒告とする。この場合において、その職員の過失が重大である場合には、停職又は減給とする。

エ 略

※交通事故及び交通違反等の報告を怠った場合には、量定を加重し、処分を行うものとする。

(2) 行政責任（道路交通法による）

- ・ 運転免許証の違反点数：11点
基礎点数 2点：信号無視（赤色）
付加点数 9点：治療期間が30日以上3か月未満の重傷事故（相手方過失なし）
- ・ 免許停止処分60日間（過去3年間行政処分歴がない場合）

(3) 刑事責任

過失運転致傷罪（自動車運転死傷行為等処罰法第5条）該当

刑罰：7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

※ 禁錮以上の刑に処せられた場合は、それが執行猶予付きのものであっても地方公務員法第16条第1号に該当し、同法第28条第4項の規定により、失職となる。

〈他の事例〉

- B教諭は、自家用車を運転して通勤中、交差点で左折した際、横断歩道を横断してきた自転車に気づき、ブレーキをかけたが間に合わず、同自転車をはね、乗っていた人に加療約20日を要する軽傷を負わせた。

＜関係法令・通知文等＞

○道路交通法（昭和35年法律第105号）

（信号機の信号等に従う義務）

第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第1項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（追越しを禁止する場所）

第30条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

（1）道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂

（2）トンネル（車両通行帯の設けられた道路以外の道路の部分に限る。）

（3）交差点（当該車両が第36条第2項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。）、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に30メートル以内の部分

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

2・3 略

（整備不良車両の運転の禁止）

第62条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定（同法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第2項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第1項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（免許の条件）

第91条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許に、その免許に係る者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）

（過失運転致死傷）

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(2) 飲酒運転

飲酒運転は、運転者の故意によるものであり、信用失墜行為に当たるのはもちろん、公務員として断じてあってはならない行為である。飲酒後仮眠を取るなどにより相当時間を経過している場合でも、飲酒量や体質によっては、血液中のアルコール濃度が基準値未満に下がらず飲酒運転に該当することがある。翌日に運転が予定されている場合は、酒量を控えたり、早めに切り上げたりするとともに、体調が悪いときは、運転しないなどの自覚と節度ある行動が求められる。

また自動車だけでなく、令和6年11月に施行された改正道路交通法により、酒気帯び状態で自転車を運転したり、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供する等の「酒気帯び運転及び幫助」に新しく罰則規制が整備されたことにも留意する必要がある。

なお、事故を伴わなくても飲酒運転をした教職員や飲酒運転となることを知りながら同乗し、又は飲酒を勧めた教職員についても、懲戒処分の対象となっている。

【事例】

A教諭は、飲食店からの帰りは代行運転で帰る予定にし、自家用車を運転して飲食店まで行った。飲食店でビールを数杯飲んだ後、それほど酔っていないと過信し、自家用車を運転して帰宅する途中、酒気帯び運転で検挙された。

〈問われる責任〉

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

停職（地公法第29条第1項第1号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

8 交通事故及び交通違反関係

(1) 飲酒運転

ア 飲酒運転（酒気帯び運転を含む。）をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、人を死亡させた場合は、免職とする。

イ 飲酒運転（酒気帯び運転を含む。）となることを知りながら、同乗し又は飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

(2) 行政責任（道路交通法による）

運転免許証の違反点数

- ・酒酔い運転 35点
- ・酒気帯び運転 13点又は25点

⇒ 90日以上免許停止処分又は免許取消処分に該当する。

(3) 刑事責任

道路交通法違反により懲役又は罰金

(4) 民事責任

違反行為のみであり、特になし。

人身事故を伴った場合は、被害者に対して、治療費、慰謝料等の損害を賠償する責任を負う。

＜他の事例＞

- B教諭は、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、信号機のない交差点で一旦停止せずに直進しようとした際、右方からきた自動車と衝突し、相手方に全治20日間の怪我を負わせた。

〈関係法令・通知文等〉

○道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 略

3 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

4 略

第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。)にあつたもの

(2)～(4) 略

第117条の2の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等(自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

(4)～(9) 略

2 略

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

(危険運転致死傷)

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

(1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

(2)～(8) 略

第3条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は15年以下の懲役に処する。

2 略

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)

第4条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、12年以下の懲役に処する。

（３）その他の交通違反

スピード違反（速度超過違反）と無免許運転は、飲酒運転と並んで交通三悪と言われており、死亡事故等の重大事故につながりやすい悪質・危険性の高い行為である。その他の交通違反についても、車を運転する者が法を犯す行為であり、法を遵守すべき公務員としてふさわしくない行為である。交通安全教育を推進する立場にある者として、交通法規の遵守に努め、交通事故の根絶を期し、安全運転を心がける必要がある。

また近年、運転免許証や車検証等の更新手続を怠ったまま有効期間が経過し、失効したにもかかわらず、その事実を認識しないまま通勤等において車を運転していたという事案が多発している。

有効期間を把握し、必要な更新手続を確実に履行することは、車を運転する者としての重大な責務の一つであることを十分自覚し、各自が運転免許証等の管理を適切に行うことに留意されたい。

【事例】

A教諭は、自動車を運転し、法定速度時速60kmのところを時速110kmで走行し、自動速度取締機に検知され、道路交通法第22条違反により検挙された。

〈問われる責任〉

（１）身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

戒告（地公法第29条第1項第1号及び第3号）

（２）行政責任（道路交通法による）

運転免許証の違反点数：12点

⇒ 90日間の免許停止処分（過去3年間行政処分歴がない場合）

（３）刑事責任

道路交通法違反により懲役又は罰金

（４）民事責任

人身事故を伴った場合は、被害者に対して、車両の修理費や治療費、慰謝料等の損害賠償責任を負う。

〈他の事例〉

○ B教諭は、私用で自動車を運転中、指定速度が時速40kmのところを時速75kmで走行したため、35km超過の指定速度違反で検挙された。

○ C教諭は、教頭から運転免許証の写しの提出を求められるまでの約1か月間、運転免許が失効していることに気付かず、自動車を運転していた。

〈関係法令・通知文等〉

○道路交通法

(最高速度)

第22条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 略

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条(最高速度)の規定の違反となるような行為をした者

(2)～(6) 略

2 略

3 過失により第1項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

(無免許運転等の禁止)

第64条 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第90条第5項、第103条第1項若しくは第4項、第103条の2第1項、第104条の2の3第1項若しくは第3項又は同条第5項において準用する第103条第4項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転車を運転してはならない。

2・3 略

第117条の2の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 法令の規定による運転の免許を受けている者(第107条の2の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。)でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は国際運転免許証等を所持しないで(第88条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当している場合又は本邦に上陸をした日から起算して滞在期間が1年を超えている場合を含む。)運転した者

(2)～(9) 略

2 略

○道路運送車両法(昭和26年法律185号)

(自動車の検査及び自動車検査証)

第58条 自動車(国土交通省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。))及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。)は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2・3 略

第108条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第4条、第11条第5項、第20条第1項若しくは第2項、第35条第6項、第36条、第36条の2第7項(第73条第2項において準用する場合を含む。)、第54条の2第7項、第58条第1項、第69条第2項又は第99条の2の規定に違反した者

(2)・(3) 略

○道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

（最高速度）

第11条 法第22条第1項の政令で定める最高速度（以下この条、次条及び第27条において「最高速度」という。）のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道（第27条の2に規定する本線車道を除く。次条第3項及び第27条において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては30キロメートル毎時とする。

〈参考データ〉

○ 交通事故・交通違反に係る教職員及び事務局職員の懲戒処分件数（最近５年間）

１ 交通事故によるもの

	免職	停職	減給	戒告	計
R 2 年度	0	酒気帯び・物損事故 1	0	人身事故 1	2 件
R 3 年度	0	酒気帯び・物損事故 1	人身事故 1	人身事故 2	4 件
R 4 年度	0	0	人身事故 3	0	3 件
R 5 年度	0	人身事故 1	0	0	1 件
R 6 年度	0	酒気帯び・人身 1	人身事故 2	人身事故 2	5 件

２ 交通違反によるもの

	免職	停職	減給	戒告	計
R 2 年度	0	0	0	0	
R 3 年度	0	0	0	0	0 件
R 4 年度	0	無免許運転等 1 酒気帯び 1	0	速度超過 1	3 件
R 5 年度	0	0	0	速度超過 1	1 件
R 6 年度	0	0	0		0 件

4 個人情報の不適切な取扱い（漏えい）について

学校が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する関係法令及び各地方公共団体の条例等に基づき、適正な取扱いが求められている。

児童生徒や保護者等に係る大量の個人情報を取り扱う者として、当該情報の管理の重要性を認識し、パソコンなどに保存された電磁的記録であるか紙による記録であるかを問わず、当該情報の保管管理に十分注意を払うとともに、当該情報が盗難にあったり、ファイル交換ソフト等を介して流出したりすることのないよう注意する必要がある。

【事例】

A教諭は、個人情報の持ち出しを上司の許可を得ず、生徒の成績が入ったUSBメモリをバッグに入れ、持ち運んでいた。ある日、そのバッグを車の座席に置き、駐車場に駐車していたところ、車上荒らしに会い、バッグを盗まれた。

＜問われる責任＞

（１）身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

戒告（地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

1 一般服務関係

（9）個人情報の盗難、紛失又は流出

重大な過失により重要な個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

（２）民事責任

個人情報が漏えいしたことに対して、保護者等から賠償を請求されることがある。

＜他の事例＞

- B教諭は、私物のUSBメモリを使用して成績処理作業を行った後、USBメモリを自席のパソコンに挿したまま退庁した。翌日、作業の続きをしようとしたところ、USBメモリが無くなっていることに気づき、しばらく自分で探したが発見できず、数日後に管理職に報告した。
- C教諭は、学校の情報管理規程で禁止されているにも関わらず、動画処理ソフト等を校内のパソコンに勝手にインストールし、校務に使用していた。
- D教諭は、校外学習中、ソーシャルメディアに「今、校外学習に来ています」という書き込みを行い、合わせて児童の様子を撮影した画像を投稿した。
- E教諭は、成績などの個人情報は鍵のかかる場所に保管することが決められていたにもかかわらず、鍵のかからない机の中に入れておいたために、紛失した。
- F教諭は、送付先のあて名を十分確認せず、成績票を送付したため、生徒の成績が漏えいした。

〈関係法令・通知文等〉

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 略

（安全管理措置）

第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業員の監督）

第24条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい等の報告等）

第26条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 公金等の不正処理について

教職員は、公金（県費・市町費等）や学校徴収金、PTA会計、部活動費等を扱う立場にあり、このような公金や公物を取り扱う際には最善の注意を払うことが求められている。それを紛失・毀損したり、不適正な処理・使用をするようなことはあってはならない。もし、そのようなことがあれば地方公共団体に損害を与えるだけでなく、学校に対する信用を大きく損なうものである。

公金等の取扱いについては、管理体制に不備等がないか不断の点検、見直し、その改善に努める必要がある。

【事例】

A教諭は、遠征旅費を申請した際、遠征計画を1泊2日として申請して旅費を受給したが、実際には公共交通機関を使わず、自分で車を運転し、宿泊もせず日帰りし、旅費を不正に受給していた。

〈問われる責任〉

（1）身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

停職（地公法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

【懲戒処分の指針】

5 不正な会計処理関係

（3）旅費の不正支出

旅費の支出に関し、公務出張の事実がないにもかかわらず虚偽の支出関係書類を作成し、公金を不正に支出し、又は支出させた職員は、免職又は停職とする。

（2）刑事責任

状況により、刑事責任を問われることもある。

（3）民事責任

民法の規定に基づいて損害賠償請求されることになる。

〈他の事例〉

- B教諭は、通勤の経路、距離を偽り、通勤手当を不正に受給していた。
- C教諭は、学級費、部活動費と自分の金銭との区別が不明な状態になり、一部を私的流用した。
- D教諭は、知り合いのお店に頼んで架空の領収書を作成し、部活動費の一部を使い込んでいた。
- E教諭は、学校徴収金の未納分として保護者が持参した現金を受領した際、「後で返せばいい」と考え、所定の預金口座に入金せず、私的に流用した。

〈関係法令・通知文等〉

○刑法

(私文書偽造等)

第159条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前2項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(横領)

第252条 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。

2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

Ⅳ チェックシート（体罰について）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	体罰は学校教育法で禁止されている行為であることを認識している。			
2	体罰は児童生徒の人格を侵害する行為であることを認識している。			
3	部活動の指導は、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の願いにこたえられるよう努めている。			
4	「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」などの通知文を理解している。			
5	児童生徒の指導は感情的にならず、教育的配慮をもって行っている。			
6	時には力による指導が必要だという意見には毅然と反論できる。			
7	指導上の課題が多い児童生徒には、厳しく指導するタイプの同僚に任せきりにせず組織で対応している。			
8	体罰を目撃したら速やかに止めたり管理職に報告することができる。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	体罰禁止の趣旨を日頃から周知徹底している。			
2	研修等を通して、教職員が体罰によらない児童・生徒指導の在り方を身に付けられるように努めている。			
3	相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制ができています。			
4	児童生徒が何でも話せるよう教育相談体制の充実に努めている。			
5	一部の教員だけに任せきりにせず、組織で対応する体制ができています。			
6	体罰を行ったり、体罰が行われていることを知ったときに、管理職へ報告、連絡、相談する体制ができています。			
7	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
8	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
9	子どもや地域の実態等を踏まえ、学校・家庭・地域の連携のもと、学校の規則や生徒心得等の見直しをしている。			
10	いつでも保護者や地域住民が訪問できる環境整備に努め、開かれた学校となっている。			
11	事件の再発を防ぐため、転任等の際には情報の引き継ぎを適切に行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

Ⅳ チェックシート（セクシュアル・ハラスメントについて）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを理解している。			
2	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを理解している。			
3	個人間、男女間、世代間で受け止め方に大きな差があることを認識している。			
4	児童生徒は明確な意思表示をできないことを理解している。			
5	児童生徒の指導は相手の立場に立って考え、教育的配慮をもって行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	教育委員会において策定されている「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針」を周知徹底している。			
2	教育委員会において策定されている「ハラスメントのない快適な職場づくり」を周知徹底している。			
3	児童生徒への悪質なセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒性暴力等に該当し得ることについて周知徹底している。			
4	「運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて」を周知徹底している。			
5	研修会を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する認識を深めている。			
6	セクハラは、相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを教職員に理解させている。			
7	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを周知している。			
8	セクハラ相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制になっている。			
9	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
10	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
11	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握し、管理できている。			
12	異性の児童生徒への個別指導を行う際に、相談者と同性の職員を同席させたり、複数の教職員で対応するように配慮できている。			
13	類似の事件の再発を防ぐために転任等の際には人事情報の引き継ぎを適切に行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

Ⅳ チェックシート（児童生徒性暴力等について）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	児童生徒性暴力等の意味を理解し、決して行ってはならないことを知っている。			
2	児童生徒とメールやSNS等での私的なやり取りを行ってはならないことを知っている。			
3	勤務時間外における私的な場においても、周囲から誤解や批判を受けることのないよう厳しく律した言動に努めている。			
4	児童生徒に対する日頃の言動が適切なものであるか常に確認している。			
5	自分の言動が、児童生徒、保護者のみならず、県民の教育に対する信頼に影響を及ぼすものであることをしっかり自覚している。			
6	児童生徒を性的対象として見ることは決してない。			
7	刑法では、16歳未満の者に対しては、たとえ、合意があっても不同意わいせつ罪になることを知っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の内容について、教職員に周知している。			
2	教職員の模範として、自らの行動を厳しく律し、所属教職員に対して日頃から厳正に指導を行っている。			
3	児童生徒とメールやSNS等での私的なやり取りを行ってはならないことを明確化し、教職員に周知徹底している。			
4	所属教職員が悩み事や生活態度の乱れ等から、不正行為を起こすことのないよう教職員とのコミュニケーションに努め、適切な助言、指導を行っている。			
5	不祥事防止に関する校内研修計画を作成、実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取り組みを行っている。			
6	相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制になっている。			
7	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
8	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
9	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握し、管理できている。			
10	勤務時間外といえども所属教職員が罪を犯した場合は、管理監督責任を問われることを知っている。			
11	類似の事件の再発を防ぐため、転任等の際には人事情報の引き継ぎ			

	を適切に行っている。			
--	------------	--	--	--

(A : はい B : どちらともいえない C : いいえ)

Ⅳ チェックシート（交通事故・交通違反について）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	人身事故については、被害者の心身に苦痛を与えるのみならず、加害者として事故処理に多大の労力、経済的負担を要するなど職務に影響を与えることもあるとともに、公務員として信用を傷つける非行であることを認識している。			
2	自身の運転免許証、車検証及び自賠責保険の有効期間を把握し、期間内に更新手続きが履行できている。			
3	率先して交通ルールを守り、安全運転に努めている。			
4	過失運転致死（傷）罪等で禁錮以上の刑（執行猶予も含む。）に処せられたときは失職することを理解している。			
5	交通三悪について理解している。			
6	交通事故の当事者となったときは、加害・被害を問わず、速やかに報告しなければならないことを理解している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	交通法規の遵守及び安全運転励行について教職員に周知徹底している。			
2	教職員が事故・違反を起こした場合、速やかに市町教育委員会（県立学校の場合は県教育委員会）に報告するとともに、教職員に対して指導・助言を行っている。			
3	所属教職員が疲れや悩み等から、交通事故等を起こすことのないよう教職員とのコミュニケーションに努め、適切な助言、指導を行っている。			
4	交通事故・違反防止に関する校内研修を実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取り組みを行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

Ⅳ チェックシート（飲酒運転について）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	「懲戒処分の指針」における飲酒運転の処分量定を理解している。			
2	たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないという強い意志を持っている。			
3	飲酒する会場に車両等で行かないようにしている。			
4	やむを得ず、飲酒する会場に車両等で行った場合、他の人に自分は車両等で来ていることを告げたり、事前に迎えに来るように家族等に連絡をとったり、代行運転を利用したりするなど、誤って車両等を運転して帰らないように対策をとっている。			
5	会合で人に酒を勧めるとき、相手が車両等を運転しないことを確認している。			
6	深夜まで飲酒した時は、翌日、車両等を運転しないようにしている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	「懲戒処分の指針」における飲酒運転の処分量定について教職員に周知徹底している。			
2	飲酒運転の根絶を含め、交通事故・違反防止に関する校内研修を実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取組みを行っている。			
3	教職員が事故・違反を起こした場合、速やかに市町教育委員会（県立学校の場合は県教育委員会）に報告するとともに、教職員に対して指導・助言を行っている。			
4	職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合を行う際には、飲酒運転をすることのないよう事前指導を徹底している。			
5	職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合を行う際、全ての教職員について、どのような交通手段で会場に来ているか、また、どのような手段で会場から帰る予定なのか掌握するようにしている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

Ⅳ チェックシート（個人情報の不適切な取扱い（漏えい）について）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	所属における個人情報取扱規程や情報セキュリティポリシー等について理解し、規定に沿った個人情報の取扱いができています。			
2	児童生徒・保護者に関する情報は個人情報であり、法令に基づく守秘義務があることを認識している。			
3	個人情報を取り扱う際には、個人情報が盗難や紛失により漏えいすることのないよう慎重に行っている。			
4	個人情報を目的以外には使用していない。			
5	個人情報をやむを得ず持ち出す場合には、管理職への報告等決められた手続きを守っている。			
6	机の上等に個人情報をそのまま放置するようなことはしていない。			
7	個人情報の入った文書等は、鍵のかかる場所に保管している。			
8	シュレッダーや焼却処分をする際には、処分していい情報かどうか再確認した上で行っている。			
9	個人情報が入った文書を発送する際には、あて先と内容物が一致しているかを二人以上の職員で確認している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	個人情報の保護に関する法律や所属における個人情報取扱規程及び個人情報セキュリティポリシー等の趣旨を理解し、教職員に周知徹底している。			
2	個人情報の管理等について校内研修を実施している。			
3	学校全体の情報管理に関する規程等を策定し、管理体制を確立している。			
4	個人情報の保管状況について定期的に点検している。			
5	保存期間を過ぎた個人情報は適切に処理・廃棄している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

Ⅳ チェックシート（公金等の不正処理について）

◆教職員用

No	項 目	A	B	C
1	自分が担当している学校徴収金の出納については、いつでも報告できるように通帳等関係書類に記録し、整理できている。			
2	学校徴収金の通帳や通帳に使用する印鑑は、厳重に保管している。			
3	業者を選定する際には、複数の業者から見積もりを徴収するなどして、合理的に決定している。			
4	現金については、原則として収納日当日に指定金融機関に払い込むようにしている。			
5	公金や学校徴収金を一時的に流用したことはない。			
6	業者への支払いは速やかに行っている。			
7	単年度ごとに会計処理し、責任者の点検を受けて、残金は適正に処理している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

◆管理職用

No	項 目	A	B	C
1	公金や学校徴収金について適正に取り扱うよう教職員に指導している。			
2	適正な手続きによって業者を選定している。			
3	納入業者等から何らかの利益を得ていない。			
4	定期的に学校徴収金等の執行状況をチェックしている。			
5	会計処理については、複数の教職員がチェックできるようになっている。			
6	単年度ごとに会計処理し、PTAや保護者等に報告できている。			
7	関係書類は規則等に基づき、きちんと保管している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

V 參考資料



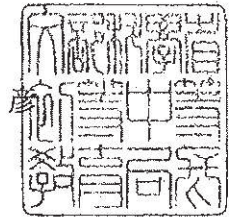
24文科初第1269号
平成25年3月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

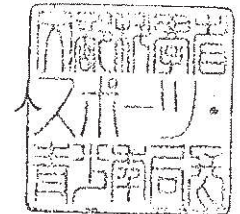
布 村 幸



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



(印影印刷)

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると

いう認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合

は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告する

よう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみにも固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2（1）の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

（1）体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められる则认为られるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断され则认为られる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

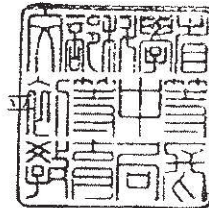


25 文科初第 574 号
平成 25 年 8 月 9 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

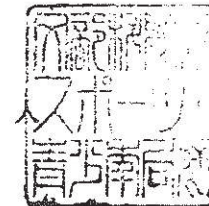
前 川 喜



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



(印影印刷)

体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）

平成 24 年度に発生した体罰の状況について、実態把握の結果を別添のとおり取りまとめたところですが、全国の国公私立学校における体罰の件数が 6700 件を超え、これまで、体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めています。

体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されません。

体罰防止に関する取組については、これまでも「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（平成 25 年 1 月 23 日付け 24 文科初第 1073 号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）」、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）」において示してきたところです。今回の実態把握の結果を踏まえ、厳しい指導の名の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見過ご

してこなかったか、これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図る必要があります。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人学長にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、実態把握の結果について連絡するとともに、改めて体罰根絶へ向けた取組を点検し、更なる強化を図るようお願いいたします。

記

1. 体罰の未然防止

(1) 体罰禁止

校長及び教員（以下「教員等」という。）は、決して体罰を行わないよう、校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底し、懲戒・体罰の区別等のより一層適切な理解を深めること。

教育委員会は、体罰の未然防止を徹底するため、学校の管理職、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等を対象とした実践的な研修の実施等の所要の措置を行うとともに、必要に応じて体罰に関する懲戒処分基準の見直しを行うこと。

教育委員会及び学校は、体罰根絶の指導方針について保護者や地域住民等と認識を共有するよう努めること。

(2) 組織的な指導体制の確立と指導力の向上

学校の管理職は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の教員等による組織的な指導を徹底すること。

教員等は、児童生徒理解に基づく適切な指導ができるよう、日頃より指導力の向上に努めること。また、たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適切な懲戒を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保すること。

(3) 部活動指導における体罰の防止のための取組

中学校及び高等学校では「部活動」において最も多くの体罰が報告されていること等に鑑み、部活動における体罰の防止について特に留意する必要があること。

教育委員会及び学校は、平成25年5月27日に取りまとめられた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者（顧問の教員、外部指導者）による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること。

2. 徹底した実態把握及び早期対応

(1) 体罰の実態把握

教育委員会及び学校は、実態把握の方法が十分であるか点検し、日頃から主体的に体罰の実態把握ができる方策を講じ、継続的に体罰の実態把握に努めること。

(2) 報告及び相談の徹底

学校の管理職は、教員が体罰や体罰と疑われる行為（以下「体罰等」という。）を行った場合に、教員が管理職等へ直ちに報告や相談を行う環境を整備すること。教育委員会は、体罰等が発生した場合に迅速に対応できるよう、生徒指導担当部局と服務担当部局との適切な連携体制等を整備すること。

体罰等の報告・相談があった場合、学校の管理職は、直ちに関係する児童生徒や教員等から状況を聴取し、その結果を教育委員会へ報告するとともに、被害児童生徒の受けた心身の苦痛等を踏まえ、その回復のため真摯に対応すること。また、教育委員会は、学校からの体罰等の発生の報告を受け、事実関係の正確な把握など必要な対応を迅速に行うこと。加えて、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会に事案及び対応措置を報告すること。

(3) 事案に応じた厳正な処分等

教育委員会は、体罰を行ったと判断された教員等については、客観的な事実関係に基づき、厳正な処分等を行うこと。特に、以下の場合は、より厳重な処分を行う必要があること。

- ① 教員等が児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合
- ② 教員等が児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合
- ③ 体罰を起こした教員等が体罰を行った事実を隠蔽した場合等

3. 再発防止

教育委員会及び学校は、実態把握の結果を踏まえ、体罰発生の背景や傾向を考察の上、再発防止策を適切に講じること。体罰を起こした教員等に対しては、二度と繰り返すことのないよう、体罰を起こした原因等を踏まえた研修等を行うなど、再発防止を徹底すること。

<担当>

【児童生徒の体罰に関する考え方について】

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線 3298)

E-Mail s-sidou@next.go.jp

【教職員の服務について】

初等中等教育局初等中等教育企画課 教育公務員係

電話 03(5253)4111(内線 2358)

E-Mail syoto@next.go.jp

【運動部活動について】

スポーツ・青少年局体育参事官付 事業係

電話 03(5253)4111(内線 2649)

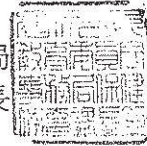
E-Mail taikuss@next.go.jp



13 教保発第 2223 号
平成 13 年 7 月 16 日

各市町（学校組合）
教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長



運動部（体育）活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの
防止について（通知）

学校における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止については、これまでも、教育に携わる者として絶対にあってはならないこととして、十分指導を徹底するようお願いしてきたところであります。

運動部活動においては、成績を上げることが過度に期待されたり、密接な人間関係により指導が行なわれるなど、教科や特別活動などの通常の指導場面以上に、生徒への体罰やセクシュアル・ハラスメントの防止に注意しなければなりません。そこで、この度、県立学校長に対して別添のとおり通知し、このことについて、教職員への指導を徹底するようお願いしたところであります。

つきましては、総合体育大会や合宿、県外遠征等が多く予定される夏休みを迎えるにあたり、貴教育委員会において定めている方針に基づき、別添の通知を参考にさせていただき、貴管下の中学校長に周知し、校長に職員会等を利用して所属教職員への指導を徹底するよう御指導をお願いします。

運動部（体育）活動における体罰の防止について

生徒に対する体罰は、学校教育法により厳に禁止されているものであり、いついかなる場合にも決してあってはならない行為である。

平成10年度に県教委で行った調査によると、香川県内で過去5年間に発生した体罰のうち、約20%が運動部活動中において発生している。全国調査でも同様の結果がでている。このように運動部活動中に体罰が多く発生する背景として、「スポーツの指導には厳しさがつきもの、時には鉄けん制裁等で体でわからせることも必要」といった通念が、いつのまにか体罰も仕方がないことといった容認論となっていることがあるといわれている。

指導者である教員は、こうした認識は誤ったものであり、決して体罰的な行為を招くことのないよう厳に戒め、生徒及び保護者の信頼関係の上に立って、運動部活動の趣旨が十分に反映できるよう努めなければならない。

1 法律による体罰の禁止

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 運動部活動の意義

運動部活動とは、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師（顧問）の指導のもとに、主に放課後などにおいて自発的・自主的に運動やスポーツを行うものである。

つまり、運動部活動は、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することに一つの本質を有しており、指導者は、生徒の個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いをこたえられるよう努めていくことが求められる。

3 体罰になり得る行為

(1) 身体に対する侵害

- ・ なぐる・ける・たたくなど

(2) 罰として肉体的苦痛を与えるような行為

- ・ 端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど
- ・ ランニング・トレーニングを必要以上に強要するなど

(3) 精神的苦痛を与えるような行為

精神的な苦痛は、身体にも影響を及ぼすことを考えると体罰となる得ることがある。

- ・ 人権を無視した暴言を発するなど
- ・ 活動に参加させなかったり、無視したりするなど

4 体罰根絶のための心得（平成10年7月13日付け10教義発第286号の教育長通知より）

- (1) 児童・生徒の指導においては、何よりも深い愛情を持ち、正しい児童・生徒理解に立って信頼関係を築き、心で受けとめる対応が大切であり、指導の手段として体罰を用いることは、教員としての責務を自ら放棄するものであること
- (2) 児童・生徒に懲戒を行う場合には、教育上の必要に基づいて適切な配慮のもと、慎重かつ厳正になされることが必要であり、いやしくも一時の感情に支配されて軽率な行為をすることがあってはならないこと
- (3) 各学校においては、教員の常日ごろの児童・生徒に対する指導状況を把握し、必要に応じて個別の適切な指導を行うなど、体罰が起きないように具体的な対応を図ること
- (4) 運動部の指導においては、大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり体罰的行為を招くことがないよう、校長をはじめ運動部の担当教員などによる指導組織を確立し、連携を図りながら、活動状況等の実態を十分掌握すること

運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について

1 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針

学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止については、県教育委員会において、「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針」（平成12年2月1日）を策定し、各学校において、本方針（市町立学校にあたっては、本方針を参考に策定した各市町教育委員会の方針）の趣旨を徹底し、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に努めることとしている。

2 運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて

運動部（体育）活動は、教育活動の中にあつて、体力の向上や健康の増進を図る重要な活動である。その活動においては、指導上必要な身体への接触や露出の多い服装の着用等、他の教育活動とは異なる特殊な状況が生じるため、生徒と指導者との信頼関係のもと、適切な指導が行われるよう配慮する必要がある。

運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントとは、指導者が生徒を不快にさせる性的な言動のことである。指導者は、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動がないかどうか、常に自らの行動を律し、確認することが求められる。

また、「これくらいなら、指導者と生徒の関係で許される」という指導者の勝手な思い込みからセクシュアル・ハラスメントとして問題になることが考えられる。また、生徒が納得しても、保護者の立場に立つと納得できない状況もあることを十分に認識し、その指導にあたっては、事前にその方法や効果、ねらい等について十分説明し、理解を得ておくことが大切である。

3 運動部（体育）活動において、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

(1) 性的な内容の発言関係

① 性的な欲求に基づくもの

- ・ 身体的特徴や性的な関心を話題にすること
- ・ 猥褻な発言をすること

② 性別をもとに差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 「男のくせに…」 「女のくせに…」 などと発言すること
- ・ 容姿、体型等により生徒の嫌がるニックネームでよぶこと

(2) 性的な行動関係

① 身体接触を伴う技術指導

- ・ 本人や周囲の者が不快に感じる姿勢での接触
- ・ 必要以上の長時間の接触

② 生徒の体を執拗にながめ回す行為

(3) 特別扱いが男女の関係を想起させる行為

① 他の生徒とは異なった不適切な時間や場所で特別に個別指導をすること

(4) VTR等視聴覚機器を使用した指導は、長所や短所を理解させる上で非常に有効な指導手段である。しかし、撮影方法や内容、指導意図について生徒が十分理解できるよう事前に説明し、実際にそれを使用して指導に役立てるようにしなければセクシュアル・ハラスメントと疑われる可能性がある。

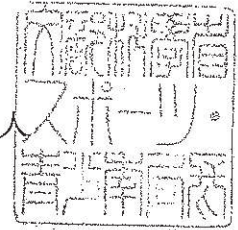


25文科ス第178号
平成25年6月7日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公



(印影印刷)

運動部活動での指導のガイドラインについて（通知）

文部科学省では、昨年末の部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案の発生、また、平成25年2月の教育再生実行会議の第一次提言を受け、本年3月より「運動部活動の在り方について調査研究」を行ってまいりましたが、このたび、別添のとおり、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」が取りまとめられましたので、送付いたします。

貴職におかれましては、本報告書に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動における体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けて御活用いただきますようお願いいたします。

なお、中学校、高等学校、中等教育学校以外の学校についても本ガイドラインを適宜御活用いただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校その他の教育機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1校の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては設置した学校に対して、本ガイドラインの周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

【本件問合せ先】

スポーツ・青少年局体育参事官 事業係

03-6734-2649 竹村・藤本

運動部活動の在り方に関する調査研究報告書

～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～

平成25年5月27日

運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議

目 次

I. 本調査研究の趣旨について	… 1
II. 運動部活動の充実に向けた国、地方公共団体、大学、関係団体等の取組、支援への期待	… 3
〈運動部活動での指導のガイドライン〉	
1. 本ガイドラインの趣旨について	… 5
2. 生徒にとってのスポーツの意義	… 5
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について	… 5
4. 運動部活動での指導の充実に必要と考えられる7つの事項	… 8
運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて	
①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう	… 8
②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう	… 8
③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう	… 9
実際の活動での効果的な指導に向けて	
④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう	…10
⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう	…12
○通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例	…13
○学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例	…14
○有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されるときと考えられる行為）として考えられるものの例	…14
○体罰等の許されない指導と考えられるものの例	…15
指導力の向上に向けて	
⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう	…16
⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう	…16

I. 本調査研究の趣旨について

- 中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）における運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われ、我が国独自の発展を遂げてきました。

現在、中学校で約65%、高等学校（全日制及び定時制・通信制）で約42%の生徒が参加（平成24年度 日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟調べより）しており、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たし、様々な成果をもたらしています。

- このような運動部活動の場において、毎年、指導者による体罰の事案が報告され、平成24年12月には、顧問の教員の体罰を背景として高校生が自ら命を絶つとの痛ましい事案が発生しました。

学校教育における体罰は、従来より学校教育法で禁止されている決して許されない行為であり、文部科学省からは、上記の事案の発生を受け、改めて体罰禁止の徹底、懲戒と体罰の区別等についての通知が発出されています（平成25年1月23日及び同年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）。

○学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）（抜粋）

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

各通知は文部科学省のホームページに掲載されています。

- 「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）」（平成25年1月23日）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1330372.htm)

- 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日）

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)

また、政府の教育再生実行会議からは、平成25年2月に体罰禁止の徹底、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定することが提言されました。

【教育再生実行会議第一次提言（平成25年2月26日）】

- 5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

体罰により、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案は断じて繰り返してはなりません。もとより、体罰は法律により禁止されており、教育現場での体罰の禁止を更に徹底するとともに、社会全体として体罰が許されないことを共有化する必要があります。

また、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す部活動指導のガイドラインを国において策定し、全国の教職員や指導に携わる関係者の全てが適切に実践していくべきです。

- 国及び教育委員会は、学校での懲戒として認められる対応と体罰の区別を明確に示すとともに、関係機関が率先して体罰根絶宣言を行うなど、体罰の禁止を徹底する。教員や部活動指導者による体罰に対しては厳正な対応で臨む。

- 体罰による指導に陥らないよう、特に部活動において体罰の根絶を目指し、国は、子どもの自発的行動を促す部活動指導のガイドラインを策定する。
- 国及び教育委員会は、部活動指導者の養成や教員研修において、体罰の禁止とともに、コーチングや各種のメンタルトレーニングなど、体罰や不適切な指導によらない適切な指導方法を体得できるよう徹底する。
- 学校及び教育委員会において、体罰の実態を見逃さないよう、子どもや保護者が、体罰の訴えや、教員や部活動指導者との関係の悩みなどの相談をすることができる体制を整備する。
- 教員や部活動指導者は、部活動において勝利至上主義に陥ることなく、子どもの生涯全体を視野に入れて、発達段階に応じた心身の成長を促すことに留意する。

- いうまでもなく、スポーツは、人類が生み出した貴重な文化であり、自発的な運動の楽しみを基調とし、障害の有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能にします。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同する精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成します。

スポーツの指導において体罰を行うことは、このようなスポーツの価値を否定し、フェアプレーの精神、ルールを遵守することを前提として行われるスポーツと相いれないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければなりません。

現にトップアスリートとして活躍する者の中で、指導において体罰を受けた経験がないと述べる者がいるように、優れた指導者、適切な指導を行える指導者は、体罰を行うことなく技能や記録の向上で実績をあげており、スポーツの指導において体罰は unnecessary です。

- 運動部活動の指導者は、これまでに熱心な取組、適切な指導方法によって多くの成果をあげてきましたが、指導に当たって、学校教育法で禁止されている体罰を厳しい指導として正当化するような認識があるとしたら、それは誤りであり、許されないものです。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されません。

今後、運動部活動の全ての指導者は、体罰は決して許されないとの意識を徹底してもらい、適切な内容や方法により指導を行っていくことが必要です。

一方、熱心に、かつ、適切に指導を行ってきた指導者からは、今後の運動部活動での指導に当たって、体罰等の許されない指導とあるべき指導の考え方について整理を望む声があります。

- このような背景から、本調査研究では、全国的に運動部活動での指導において体罰を根絶するとともに、現在積極的に取り組まれている運動部活動の指導者を支援することを目指して、運動部活動における指導の在り方についての検討を平成25年3月から5回にわたって行いました。

その成果として、別添のとおり、今後、運動部活動での指導を行うに際して考慮いただきたい基本的な事項、留意点をまとめた「運動部活動での指導のガイドライン」を作成しました。

- 本ガイドラインは、地方公共団体、学校の管理職、顧問の教員、外部指導者、保護者等の運動部活動の関係者が平易に一読できるよう、基本的な事項を中心にできるだけ簡潔なものとしました。

今後、各地方公共団体において独自のガイドラインや手引き等を作成する又は改訂する場合、関係の研修会を開催する場合、各学校において学校全体や各活動の目標、指導の方針、指導の計画、効果的な指導の内容や方法等を検討、作成する場合などで、本ガイドラインが活用されることを念頭においています。

このような取組により、全国各地域の学校において、体罰の根絶、指導の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究が進められ、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導が行われることにより、運動部活動で生徒一人一人の心身の成長がもたらされることを願っています。

なお、本ガイドラインは、中学校、高等学校における運動部活動での指導について作成したものです。これら以外の学校でも本ガイドラインを参考として、適宜、必要な取組を行っていくことが考えられます。

Ⅱ. 運動部活動の充実に向けた国、地方公共団体、大学、関係団体等の取組、支援への期待

- 我が国の運動部活動は、各学校における顧問の教員等の取組により支えられ、多くの成果をもたらしてきました。

各学校で担当教科等の指導とともに運動部活動での指導にも積極的に取り組む顧問の教員等への支援のために、関係者は、活動経費、活動施設や設備等の整備、確保とともに、下記のような取組を充実させていくことが望まれます。

①顧問の教員等が効果的な指導の内容や方法を習得する機会の確保

運動部活動の指導者、特に顧問の教員は、当該スポーツ種目の技術的な指導のみならず、部活動のマネジメント（運営）、生徒の意欲喚起や人間関係形成のための指導、安全確保や事故防止に取り組むことが必要です。

国、地方公共団体、大学等の教育研究機関、関係団体等は、顧問の教員がこれらの幅広い知識や技能、科学的な知見、最新の研究成果等を継続的に学ぶことができる機会を提供することが望まれます。

また、地方公共団体、学校は、顧問の教員がこれらに参加する場合に、必要な配慮を行ったり、支援を図ることが望まれます。

大学等では、上記のような運動部活動を運営、指導していくために必要な事項について積極的に研究を進め、その成果を教員の養成や研修の場、運動部活動の指導者の資質向上のための取組に生かすことが期待されます。

②指導に当たる教員への部活動指導手当等の処遇の充実

現在、公立学校で教員が職務として部活動の指導に当たった場合には下記の手当が支給されています。

顧問の教員について、努力に応じた処遇がなされるよう、関係手当の一層の充実が必要と考えます。

○部活動の指導に当たった場合の手当の現状について

①部活動指導手当

一般的に、土・日曜日等（勤務を要しない日）に4時間程度、部活動指導業務に従事した場合に支給されます。国の義務教育費国庫負担金上は日額2,400円（4時間程度業務に従事）で算定されています。

②対外運動競技等引率指導手当

一般的に対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は土・日曜日等に行うもの（8時間程度業務に従事）について支給されます。国の義務教育費国庫負担金上は、日額3,400円（8時間程度業務に従事）で算定されています。

①、②とも具体的な支給要件や支給額は、地方公共団体の条例等において定められています。

また、生徒の日頃の練習の成果の発表の場となる大会等の運営に顧問の教員等が安心して取り組める環境づくりに努めることが望まれます。

③指導体制の整備のための外部指導者等の活用

現在行われている各活動では、効果的な運営、指導に向けて適切な指導体制の確保が望まれます。

学校教育の一環として、運動部活動の目標、方針、計画などの作成、指導等を顧問の教員が行っていく際に、現在の校内の教員では当該スポーツ種目の技術的な指導を行えない場合などには、外部指導者の協力を得ることも効果的であると考えられます。

また、生徒の健康管理等の専門的な事項については、スポーツドクター、トレーナー等の専門家の知見、協力を得ることが有意義と考えられます。

国、地方公共団体、大学等の教育研究機関、関係団体等は、優れた外部指導者等の確保のための取組、適切な処遇のための措置、外部指導者が運動部活動で指導を行うために必要な知識や技能に係る研修等を行っていくことが望まれます。

④地域全体での生徒の活動の場の充実

少子化等の学校を取り巻く状況の変化の中で、学校における運動部活動だけで、生徒が求める様々なスポーツ種目の活動の場を提供すること、また、より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、技能等を身に付けることにはそれほどこだわらない生徒、あるいは、運動があまり得意ではないけれどスポーツに親しみたいとの思いを持つ生徒等、生徒の多様なニーズにすべて対応することは困難です。

国、地方公共団体、関係団体等は、生徒の多様なニーズ等に対応できるよう、各学校における運動部活動とともに、複数校合同による活動や地域における総合型地域スポーツクラブの育成、充実を進めることが望まれます。

運動部活動での指導のガイドライン

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなで作る運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。
- 運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

○スポーツ基本法（平成23年6月24日 法律第78号）（抜粋）

第二条

2. スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものである…（以下略）。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

①運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節

保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

○中学校学習指導要領（平成20年3月）（抜粋）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第2章 各教科

第7節 保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

○高等学校学習指導要領（平成21年3月）（抜粋）

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

第2章 各学科に共通する各教科

第6節 保健体育

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第1章総則第1款の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意するものとする。

→中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領及び両学習指導要領の解説（総則編、保健体育編）を御覧ください。文部科学省のホームページでは下記に掲載されています。

- ・中学校学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/)
- ・中学校学習指導要領解説 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chukaisetsu/)
- ・高等学校学習指導要領 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/kou.pdf)
- ・高等学校学習指導要領解説 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1282000.htm)

②運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効

果をもたらすものと考えられます。

- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- ・体力の向上や健康の増進につながる。
- ・保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

学習指導要領で「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されたことは、運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標である「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを踏まえた活動を行うことなどを示しています。教育課程との関連を図る際の一つの取組として、各教科等で学習した内容を運動部活動で活用する取組、例えば、保健体育科の体育理論で学習した「運動やスポーツが心身の発達に与える効果と安全」、「運動やスポーツの効果的な学習の仕方」を活用して練習の計画を立案したり、また、保健体育科以外の教科等でも、中学校数学科で学習したヒストグラムを活用して試合での作戦や練習の方法を考えるなどの取組も想定されます。

- ・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等がいます。
- 各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望まれます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望まれます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。

校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。

- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。

- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となることが効果的である場合も考えられます。

また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。

これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動で

あることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要なときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。

- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。

各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。

この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。

- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。

また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業

に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望めます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望めます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。

また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望めます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。

- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。

生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望めます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。

指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の^{かんよう}涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。

指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもつ

ていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

安全確保のための取組を行う際には下記の資料も御活用ください。

(文部科学省)

○学校における体育活動中の事故防止について（報告書） 平成24年7月

(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

下記の資料のほか、災害共済給付業務を通じて蓄積された学校の管理下における事故の事例や統計情報等を提供しています。

(<http://jpnssport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>)

・学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点

・学校の管理下の災害—基本統計—

○学校における突然死予防必携

(http://jpnssport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx)

○熱中症を予防しよう —知って防ごう熱中症—

(http://jpnssport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx)

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導とし

て正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。

練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。

- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、

体をきつく押さえる。

○他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

①殴る、蹴る等。

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

⑥特定の生徒に対して独善的に執拗^{よう}かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。
地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。
- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。
学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。

(参考)

運動部活動の在り方に関する調査研究

平成 25 年 3 月 5 日

スポーツ・青少年局長決定

1. 趣 旨

運動部活動は学校教育活動の一環としてこれまで重要な役割を果たしてきたところであるが、大阪市立桜宮高校での体罰事案を受けて運動部活動における体罰が問題となっていること、また、教育再生実行会議の第一次提言において、運動部活動指導のガイドラインを作成することが提言されていることを受け、運動部活動の在り方について調査研究を行い、運動部活動の健全な発展と体罰等の根絶を図る。

2. 内 容

運動部活動における許されない指導とあるべき指導の一定の考え方を整理するとともに、運動部活動の意義や役割、位置づけなどを再議論する。また、これらを踏まえ、子どもの意欲を引き出し、その自発的行動から成長を促す運動部活動指導のガイドラインを策定する。

3. 方 法

調査研究に当たっては、以下の学識経験者等の協力を得る。

なお、必要に応じ、以下の者以外の協力を得ることができる。

市原 則之	(公財)日本オリンピック委員会専務理事
伊東 卓	弁護士
梅野 正信	上越教育大学大学院教授
岡崎 助一	(公財)日本体育協会専務理事
友添 秀則	早稲田大学スポーツ科学学術院長・教授
西岡 宏堂	(公財)日本高等学校野球連盟理事
三田 清一	(公財)全国高等学校体育連盟会長
三町 章	(公財)日本中学校体育連盟会長
望月 浩一郎	弁護士

4. 期 間

平成 25 年 3 月 5 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

5. その他

この調査研究に関する庶務は、体育参事官で行う。

校則を見直すよう依頼。

- 校則を学校のホームページへ掲載するとともに、校則について生徒が考える機会を設けられるよう改定手続きを明文化するなど、児童生徒・保護者に周知するよう依頼。

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることです。懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければなりません。その際には、組織的に指導の方向性や役割分担を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら本人や関係者の言い分をしっかりと聴くとともに、それ以外にも必要な情報を収集するなどして、事実関係の確認を含めた適正な手続きを経るようにする必要があります。指導後においても、児童生徒を一人にせず、心身の状況の変化に注意を払うことに留意するとともに、保護者等の理解と協力を得られるようにしていくことが重要です。

懲戒には、児童生徒への叱責、起立、居残り、宿題や清掃当番の割当て、訓告など、児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす法的効果を伴わない、事実行為としての懲戒と呼ばれるものがあります。また、退学や停学といった法的効果を伴う懲戒もあります。退学は、児童生徒の教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものです。

懲戒は、学校教育法第11条に規定されていますが、その手続きについて法令上の規定はありません。しかし、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、学校は懲戒に関する基準をあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、理解と協力を

得るように努めることが求められます。

学校における児童生徒への体罰は、文部科学省の調査によれば、年々減少傾向にありますが、いまなお発生しています。体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、懲戒と体罰に関する解釈・運用については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）において、以下のとおり示されています。

(1) 体罰等の禁止及び懲戒について

体罰による指導では、児童生徒に正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長することになりかねません。体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが重要です。

(2) 懲戒と体罰の区別について

懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。これらのことを勘案して、懲戒の内容が、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えると判断される場合には、体罰になります。

(3) 正当防衛及び正当行為について

教職員が児童生徒による暴力行為の防衛のためにやむを得ず行った行為は、児童生徒の身体への侵害や肉体的苦痛を与えた場合であっても体罰には該当しません。

(4) 体罰の防止と組織的な指導体制について

教育委員会等、学校、校長、教職員はそれぞれの立場で、体罰の未然防止や組織的な対応を徹底する必要があります。また、体罰を行った場合や他の教職員の体罰を目撃した場合には、速やかに関係者に事実関係を確認し、管理職や教育委員会等に報告します。

(5) 部活動における不適切な指導について

部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。

さらに、本通知においては、上記で示した児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例がまとめられています。ただし、体罰かどうかの判断は、最終的には、(2)で示した諸条件や部活動に関するガイドライン^[*42]を踏まえ、個々の事案ごとに判断する必要があります。

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

また、たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力とを感じる場合もあることを考慮しなければなりません。そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります^[*43]。

[*42] 「運動部活動での指導のガイドライン」文部科学省（平成25年5月）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁（平成30年3月）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」文化庁（平成30年12月）

[*43] 「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について」児童生徒課長（平成29年10月20日）

なお、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第3条において、児童生徒性暴力^{〔*44〕}が明記されており、児童生徒性暴力等々の禁止により免許状が失効等となった場合は、免許状の再授与に厳しい制限が課されることとなります。

3.6.3 出席停止制度の趣旨と運用

(1) 出席停止の要件

学校教育法第35条第1項では、出席停止の適用^{〔*45〕}に当たって、性行不良であること、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められること、という二つの基本的な要件^{〔*46〕}を示しています。

また、性行不良について、「他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為」「職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為」「施設又は設備を損壊する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」の四つの行為を類型として例示し、その「一又は二以上を繰り返し行う」ことを出席停止の適用の要件として規定しています。

学校は、出席停止の適用について検討する中で、出席停止制度の趣旨と意義を踏まえ、要件に該当すると判断した場合には、出席停止を命じる権限と責任を有する市町村教育委員会に報告することになります。

(2) 出席停止の事前手続と適用

学校教育法第35条第2項では、出席停止を命じる場合、市町村教育委員会は、「あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない」と規定しています。意見の聴取を通じて保護者の言い分も聞き、そのために出席停止の理由も文書に付記しておかなければならないということです。

学校は、問題行動を起こす児童生徒の状況を市町村教育委員会に報告し、必要な指示や指導を受けるとともに、保護者の理解と協力が得られるよう努めるなど、市町村教育委員会と十分に連携できる体制を整える必要があります。場合によっては、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ることも考えられます。

〔*44〕「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）」文部科学事務次官通知（令和3年6月11日）

〔*45〕「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」初等中等教育局長（平成13年11月6日）

〔*46〕出席停止について、小学校は学校教育法第35条、中学校は同法第49条（第35条を準用）に記載。

教育職員等による児童生徒性暴力等の 防止等に関する基本的な指針

令和4年3月18日

文部科学大臣決定

令和5年7月13日改訂

<改訂履歴>

令和5年7月13日

- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第15条第1項に規定するデータベースの稼働
- ・刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）による教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正

等を踏まえた改訂

目次

はじめに	1
第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針.....	2
1 法の趣旨及び目的、基本理念等	2
2 児童生徒性暴力等の定義	4
第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項.....	7
1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策	7
(1) 教育職員等に対する啓発	7
(2) 教育職員の養成課程を履修する学生への理解促進	7
(3) 児童生徒等に対する啓発	8
(4) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会	8
(5) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策	9
2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に 関する施策	10
(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備	10
(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置 ...	12
(3) 児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処	19
3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策	20
(1) データベースの整備等	20
(2) 教育職員等を任命又は雇用しようとするときの取組	22
4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策	23
(1) 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与	23
(2) 都道府県教育職員免許状再授与審査会	26
別紙 再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例	28

はじめに

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が、児童生徒等に対し「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行い、当該児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならず、言語道断である。しかしながら、児童生徒性暴力等に当たる行為により懲戒処分等を受ける教育職員等は後を絶たず、なかには、教師という権威と信頼を悪用し、被害児童生徒等が自身の被害に気付かないよう性暴力に至ったケースなど、人として到底許されない事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にある。加えて、こうした一部の教育職員等による加害行為により、児童生徒等と日々真摯に向き合い、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の教育職員等の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。

こうした状況を受け、第204回国会において、議員立法である「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が5派共同提案¹により提出され、衆参全会一致で成立するに至った。本法により、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれ、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反となることとされた。そのほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な規定が初めて整備されることとなった。

今もまさに学校現場において被害児童生徒等が自身の性被害を打ち明けられずに苦しんでいるかもしれないことに思いを巡らせれば、法に定められた施策の実施には、全力の限りを尽くさなければならない。「社会の宝」である子供を教育職員等による性暴力等から守り抜くことは、一部の学校関係者だけではなく、全ての大人の責任であり、社会全体に課された課題である。このため、文部科学省はもとより、教育職員等、学校、教育委員会、学校法人、警察を含むその他の国・地方公共団体等の関係者は、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、あらゆる角度から実効的な対策を講じていく必要がある。

本基本的な指針（以下「基本指針」という。）は、こうした認識の下、文部科学大臣が、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

¹ 自由民主党・無所属の会（馳浩議員、池田佳隆議員）、公明党（浮島智子議員）、立憲民主党・無所属（牧義夫議員）、日本共産党（畑野君枝議員）、日本維新の会・無所属の会（藤田文武議員）による5派共同提案。

第1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

1 法の趣旨及び目的、基本理念等

(法の趣旨及び目的)

- 法は、教育職員等²による児童生徒性暴力等が児童生徒等³の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等⁴に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としており（法第1条）、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている（附則第1条）⁵。
- 法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止⁶、基本理念、国・地方公共団体・教育職員等を任命し、又は雇用する者（以下「任命権者等」という。）・学校の設置者・学校・教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状（以下「免許状」という。）が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者（以下「特定免許状失効者等⁷」という。）のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与え

² ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(定義)

第2条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

⁵ この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第2条第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

³ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）

(定義)

第2条 (略)

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

⁴ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(定義)

第2条 (略)

4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。

⁵ なお、政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている（法附則第7条第3項）。

⁶ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(児童生徒性暴力等の禁止)

第3条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

⁷ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(定義)

第2条 (略)

6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第10条第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第11条第1項又は第3項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

るのが適当であると認められる場合に限り認められることとする教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の特例等について規定されている。

- また、法ではこれらに関して、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針を文部科学大臣が定めることが規定されている。

（基本理念）

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等は全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない（法第 4 条第 1 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない（法第 4 条第 2 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない（法第 4 条第 3 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない（法第 4 条第 4 項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない（法第 4 条第 5 項）。

（責務・法制上の措置等）

- 国は、法の基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。また、これに必要な法制上

又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする（法第5条、第11条第1項）。

- 地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、これに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする（法第6条、第11条第2項）。
- 学校の設置者は、法の基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。（法第8条）
- 学校は、法の基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（法第9条）
- 教育職員等は、法の基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないように教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（法第10条）

2 児童生徒性暴力等の定義

- 児童生徒性暴力等は、次に掲げる行為をいう（法第2条第3項）。
 - ① 児童生徒等に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。（法第2条第3項第1号）
 - ② 児童生徒等にいせつな行為をすること又は児童生徒等をしていせつな行為をさせること（①に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第2号）
 - ③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（①及び②に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第3号）

- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（①～③に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第4号）
- イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
- ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（①～④に掲げるものを除く。）。（法第2条第3項第5号）
- 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- ①について、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等は、ここに含まれると考えられる。
- ②については、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為（①の場合を除く。）や、いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為は、ここに含まれると考えられる。
- ③については、
- ・刑法第182条の罪⁸：16歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求（同条第1項）、面会（同条第2項）、性的な姿態を撮影した映像の要求（同条第3項。いわゆる自撮り要求等）、
 - ・児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為：児童買春周旋（同法第5条）、児童買春勧誘（同法第6条）、児童ポルノ所持、提供等（同法第7条）、児童買春等目的の人身売買等（同法第8条）（児童買春（同法第4条）は明記されていないが、これは性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる）、
 - ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為（児童生徒等に係るものに限る。）⁸：児童生徒等に係る性的姿態等の撮影（同法第2条）、性的影像記録の提供等（同法第3条）及び当該行為をする目的での保管（同法第4条）、性的姿態等影像の送信（同法第5条）、及び記録（同法第6条）
- がここに含まれる。

⁸ 第211回国会における、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的姿態撮影等処罰法の成立により追記。

- ④については、いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や③に含まれない盗撮などの行為などが、ここに含まれると考えられる。
- なお、④には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
- ⑤については、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント（児童生徒等を不快にさせる性的な言動⁹）などが、ここに含まれると考えられる。

⁹ 「言動」には、口頭での発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることも含まれる。

第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策

(1) 教育職員等に対する啓発

- 文部科学省においては、全ての教育職員等が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、児童生徒性暴力等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周知を図るとともに、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会、児童生徒性暴力等の防止等に係る専門家と連携し、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図る。

また、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画を作成し、活用を促すとともに、各地方公共団体における児童生徒性暴力等の防止等に向けた教育職員等の研修等についての取組状況を調査し、取組事例の共有を図る。

- 地方公共団体（学校の設置者としての地方公共団体を含む。）においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育職員等の研修及び啓発の充実を図る。

- 特に、学校の設置者及びその設置する学校においては、全ての教育職員等の共通理解を図るため、外部専門家や上述の動画を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、教育職員等による児童生徒性暴力等の問題に関する校内研修を様々な機会を捉えて繰り返し、また、計画的に実施するよう、取組の充実を図る。

(2) 教育職員の養成課程を履修する学生への理解促進

- 教育職員の養成課程を有する大学においては、養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとされていること（法第13条第3項）に留意する必要がある。

- 文部科学省においては、大学に対し、養成課程を履修する学生への入学時や教職課程の履修ガイダンス等の機会を捉えた指導など児童生徒性暴力等の防止等のための取組の充実や、文部科学省が作成した児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画や教育実習等での留意点等を説明した動画等を教育実習の事前指導等の授業において活用することなどの取組の充実を促す。

(3) 児童生徒等に対する啓発

- 文部科学省、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校においては、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことを周知徹底する。また、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることがあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して保護及び支援が行われること等について周知徹底を図る（法第 14 条）。
- 児童生徒等が被害に気付き、被害を予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性等を児童生徒等の発達段階に応じて身に付けさせるため、生命を大切に、子供たちを性暴力等の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」について、作成・公表している教材や指導の手引き等について周知徹底を図るとともに、多様な指導方法や地域における取組事例の普及を図り、全国の各学校等において、地域の実情に応じた児童生徒等への啓発を推進する取組を支援していく。

(4) 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、地方公共団体においては、法第 16 条に規定する「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」を設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定する。
- 例えば都道府県に置く場合、学校（国私立を含む。）、教育委員会、私立学校主管部局、認定こども園主管部局、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察などが想定される。この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等に係る職能団体や民間団体などが考えられる。
- 児童生徒性暴力等の防止等の対策の推進や被害児童生徒等の保護・支援等に当たっては、より実効的な対応を行うことができるよう、学校関係者間のみならず、関係機関等との適切な連携が必要である。このため、教育委員会をはじめとする学校の設置者や都道府県私立学校主管部局・認定こども園主管部局は、平素より、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」における地域の関係機関等との連携を通じ、情報共有体制を構築しておくとともに、学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査（法第 19 条第 1 項）に係る専門家を把握しておくことなどが重要である。
- 都道府県が「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」を置く場合、連絡協議会での連携が、区域内の市町村が設置する学校における児童生徒性暴力等の防止等に活用されるよう、区域内の市町村の教育委員会等との連携が必要である（例えば、都道府県の連

絡協議会に市町村教育委員会も参加させたり、域内の連携体制を検討したりする際に、市町村単位でも連携が進むよう各関係機関の連絡先の窓口を明示するなど。

なお、この会議の名称は、必ずしも「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」とする必要はない。

(5) その他の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策

(児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組の推進)

- 学校の設置者やその設置する学校は、教育職員等による児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組を推進することが重要であり、教育職員等に対して児童生徒性暴力等につながる行為をさせないことに加え、そのような行為につながりやすい環境や組織体制などに潜むリスクを取り除く必要がある。
- このため、上述のとおり教育職員等に対する研修や啓発の取組を効果的なものに充実させ、継続的に実施することなどにより、繰り返し児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、学校の設置者やその設置する学校は、必要なルールや取組等を整理・周知し、全ての教育職員等で共通理解を図りながら組織的に対応を進めることが必要である。
- また、児童生徒性暴力等による懲戒処分等が行われた事案において、教育職員等と児童生徒等との間でソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等（以下「SNS等」という。）を用いた私的なやりとりが行われていた事案もあり、こうした SNS 等による私的なやりとりは適当ではないことから、学校の設置者の教育委員会など教育職員等の服務管理を行う機関は、業務遂行等に関する規則や指針等で、SNS 等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化するとともに、業務上必要な連絡を行う場合であっても、児童生徒等や保護者との適切な連絡方法や学校管理職との情報共有等について取扱いを明確化することが必要である。なお、各学校のルール等について、教育職員等のみならず、保護者等に周知し、理解を得るよう努めることが求められる。
- さらに、被害を未然に防止する観点から、他の児童生徒等や教育職員等の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、執務環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築など、予防的な取組等を強化することが必要である。特に、特別支援学校、特別支援学級などを含め、児童生徒等の数が少ない環境については、特に留意して措置を講ずる必要がある。また、全ての児童生徒等に目が行き届くように人的配置や人材確保に努めることが求められる。

(国立学校及び私立学校の対応に係る連携確保)

- 公立学校以外の学校における、児童生徒性暴力等の防止等に関する対応について、必要に応じて、都道府県から医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者に関する情報の提供¹⁰や、国又は都道府県から研修機会の提供等の支援¹¹が受けられるよう、日常的に、国立学校の設置者は国及び都道府県との連携確保、都道府県私立学校主管部局・認定こども園主管部局は、教育委員会との連携確保に努める。

(相談等ができる関係機関の活用)

- 児童生徒性暴力等を行った教育職員等をはじめ児童生徒等と接する業務に従事する者の自己分析、児童生徒性暴力等の未然防止や再犯防止、更生支援等のため、各都道府県の県庁所在地等に設置されている「法務少年支援センター（少年鑑別所）」¹²を積極的に活用することも有効であると考えられる。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備

(早期発見のための措置)

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等や教育職員等に対する定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童生徒等を見守ることが必要である¹³。

¹⁰ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(専門家の協力を得て行う調査)

第19条 学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

2 (略)

3 都道府県は、第一項の調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

¹¹ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(教育職員等に対する啓発等)

第13条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

3 (略)

(児童生徒等に対する啓発)

第14条 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知徹底を図るとともに、特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第20条第1項(第21条において準用する場合を含む。)の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。

¹² 法務省所管の同センターは、関係機関とも連携の下、心理学等の専門家による各種検査やカウンセリング、アドバイス等の支援を行っている地域の相談機関の一つであり、大人からの相談も含め、無料で幅広く受け付けている。

¹³ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
(教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置)

第17条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

- アンケート調査を実施する際には、無記名にしたり、担任や学校を通さず直接に学校の設置者へ提出することも可能としたりするなど、被害者の心情にも配慮した工夫を行うことが必要である。
- また、児童生徒等に対するアンケート調査については、例えば、学校種の別や発達段階を踏まえて質問項目やアンケート調査の実施方法を変えること、アンケート調査に先立って児童生徒等に対して質問項目の説明を行うことなど、実施に当たり、児童生徒等にとって質問の趣旨等が分かりやすいものとなっているよう工夫することが必要であることに加え、1（3）児童生徒等に対する啓発の取組と連動させることが望ましい。

（相談体制の整備）

- 文部科学省及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる（法第17条第2項）。
- 相談体制の整備等に当たっては、被害児童生徒等やその保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など、必要な措置に迅速につなげることが重要である。
- 文部科学省においては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備することを支援するとともに、電話や SNS 等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実を図る。
- 地方公共団体においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話や SNS 等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う。
- また、例えば、都道府県は電話や SNS 等を活用した相談窓口や、教育相談センターにおける教育相談の充実を図る等、多様な相談窓口を確保し、所管の学校や域内の学校の設置者を通じて児童生徒等、関係各者に広く相談窓口を周知するとともに、市町村は自ら設置した窓口を含めて域内の児童生徒等、関係各者に漏れなく相談窓口を周知徹底する等、各地域の実情に応じて、都道府県と市町村とは相互に連携・協力して円滑に対応を行うことが求められる。
- なお、児童生徒等が自ら被害に係る情報を相談することは、当該児童生徒等にとっ

て精神的負担が大きいものであることや、その後の対応によっては被害児童生徒等をさらに傷付けることになりかねないことに十分留意し、児童生徒等や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、相談内容を過少評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

（２）教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

（基本的な考え方）

- 学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分に配慮しつつ、学校、学校の設置者等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。

こうした一連の取組は、法の目的や基本理念も踏まえ、被害児童生徒等を徹底して守り通すことに留意して行われなければならない、悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

また、学校の管理職や教育委員会が、（２）教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置に記載する、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）による懲戒処分の対象となり得る。

- また、学校の設置者は、初期の段階から事案の対処のために積極的に対応する必要があり、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係のない専門家の協力を得て、公正性・中立性が確保されるよう事実確認の調査を行い、任命権者等による懲戒の実施などの厳正な対処につなげることが必要である。
- 学校の設置者においては、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針について、基本指針を参考とし、学校の設置者と学校の役割分担、児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合の教育職員等や学校の対応方法や手順、専門家の協力を得た調査の実施方法、被害児童生徒等に対する保護・支援やこれらに関する留意事項などを予め整理し、所管の学校に係る教育職員等に対して校内研修等を通じて周知を行うことが望ましい。

（学校の設置者への通報・報告等）

- 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われると

きは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとり、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、並行して、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない（法第 18 条第 1 項及び第 2 項）。

- 児童生徒等からの相談に応じる者が公務員である場合であって、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法¹⁴の定めるところにより告発をしなければならない（法第 18 条第 3 項）。

なお、児童生徒等からの相談に応じる者が学校管理職や学校の設置者である教育委員会に報告し、報告を受けたこれらの者が告発を行う場合には、児童生徒等からの相談に応じる者が重ねて告発を行う必要はないと考えられる。

- この点、文部科学省においては、これまでも、刑事訴訟法により、公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料する場合には告発しなければならないとされていることを踏まえ、教育委員会の担当者や学校の管理職において、当該事案が犯罪に当たるかについて適切に判断を行った上で、告発を遺漏なく行うことを含め、警察機関等と連携して厳正に対応することを求めてきたところである。
- しかしながら、精神的負担等を懸念する被害者やその保護者等からの意向により告発をしなかったり、また、告発する必要があることを認識していなかったり、十分に検討することなく犯罪に当たらないと判断したりしたことなどにより、教育委員会や学校から告発が適正に行われていない例も見受けられることから、児童生徒等からの相談に応じる者のみならず、この者から報告を受けた教育委員会や学校においても、警察機関等と連携して厳正に対応することが改めて求められる。
- 特に、平成 29 年 7 月の刑法改正により、強制わいせつ罪や強制性交等罪等については非親告罪となっており、被害者やその保護者等による告訴がない場合であっても、児童生徒等からの相談に応じる者並びにこの者から報告を受けた教育委員会の担当者及び学校の管理職が告発義務を免れるものではないことに留意する必要がある。また、判断に迷うような事案については、教育委員会において、警察機関等と連携して対応したり、弁護士に相談したりすることにより、本来告発すべき事案が告発されないということが生じないようにすることが必要である。
- なお、教育職員等が児童生徒等から相談を受けた場合に行う学校又は学校の設置者に対する通報や、所轄警察署に対する通報等は、法に基づき必要な措置であるということのみならず、教育職員等による児童生徒性暴力等を防止等するために重要な措置である。このため、通報等を行った教育職員等に対して当該通報等を行ったことを理

¹⁴ ○刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）

第 239 条（略）

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

由として、懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならない。

- 公立学校以外の学校について、仮に児童生徒性暴力等を行った教育職員等が依願退職の申入れをした場合、その雇用契約は解約申入れの日から2週間を経過すると終了する¹⁵ことを踏まえ、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、学校は速やかに事実確認を行い、雇用者において適正かつ厳正な懲戒を行うよう努めるものとする¹⁶。また、懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職する場合など、雇用契約が消滅した際も、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報しなければならない（法第18条第2項）。
- なお、公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者（免許法第2条第2項（構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第11条第3項¹⁷に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。
- また、学校は、児童生徒等からの相談に応じる者から通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告しなければならない（法第18条第4項）。
- このように、学校が当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと把握した場合には、直ちに、学校の設置者に対してその事実を通報しなければならないとされており、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置の結果を待つまでもなく、学校管理職は、直ちに学校の設置者に対して通報することが求められる。

¹⁵ 〇民法（明治29年法律第89号）
（期間の定めのない雇用の解約の申入れ）

第627条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から2週間を経過することによって終了する。

2・3 （略）

¹⁶ 児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有する者に限る。）を懲戒解雇した場合、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第2条に基づき、その旨を所轄庁から免許管理者に速やかに通知し、又は学校法人等から所轄庁へ速やかに報告する必要があるため留意が必要である。

¹⁷ 〇教育職員免許法
（取上げ）

第11条 （略）

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

(学校における事実確認、学校の設置者との合同実施等)

- 学校は、この教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講ずるに当たっては、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない(法第 18 条第 5 項)。

このことは、学校が措置を講ずるに当たって配慮・注意すべきことを規定しているのであって、いたずらに被害者等への配慮やプライバシーの保護などを盾に必要な措置を怠るようなことがあってはならない。

- 事案の事実確認に関して公正・中立な調査が求められており、法第 19 条第 1 項により、学校の設置者は専門家の協力を得て必要な調査を行わなければならないこと、また、学校においても詳細に調査を実施することとした場合、被害児童生徒等に対して累次の聴き取りを行う必要が生じるなど児童生徒等の十分な保護に欠ける可能性も考えられることにも鑑み、学校と学校の設置者が合同で事実の有無の確認を含めた調査を行うことが考えられる。ただし、この場合の調査は、法第 19 条第 1 項の規定を踏まえ、専門家の協力を得て行うことが求められる。

- また、合同で実施しない場合であっても、学校において行う事実の有無の確認については、法第 19 条第 1 項で専門家の協力を得た調査が学校の設置者により行われることになっていることや、児童生徒等の人権及び特性に十分に配慮して行わなければならないことに鑑み、教育職員等に対する聴き取りなど必要な確認を行った上で、速やかに同項に基づく学校の設置者による調査に進むようにすることも考えられる。

なお、学校は、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その児童生徒性暴力等の有無等の確認結果について、学校の設置者に報告することについては、児童生徒性暴力等がなかったことが明らかであった場合についても必ず行わなければならない。

(児童生徒等と教育職員等の接触回避等)

- 学校は、法第 18 条第 4 項に規定する学校の設置者への報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする(法第 18 条第 6 項)。

- 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第 18 条第 1 項の通報を受けた場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分の決定がなされるまでの間の扱いについても、

同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。

- さらに、児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。

(所轄警察署への通報・連携した対処)

- 学校は、法第 18 条第 4 項に規定する教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じた場合において犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない（法第 18 条第 7 項）。
- 児童生徒性暴力等の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒等の生命身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、被害児童生徒等を徹底して守り通すという観点や被害児童生徒等に対してさらに重ねて累次の聴き取りを行うことを避ける観点からも、学校はためらうことなく所轄警察署と連携して対処することが必要である。なお、所轄警察署に対する通報は、法第 18 条第 4 項に規定する学校による児童生徒性暴力等の有無の確認の結果を待たずして行うことができることに留意する必要がある。
- なお、各地域における学校や学校の設置者等と所轄警察署との適切な連携を促進するため、日頃から学校や教育委員会等と警察が緊密に情報共有できる体制の構築を進めるとともに、「児童生徒性暴力等対策連絡協議会」の仕組みを有効に活用することも考えられる。

(学校の設置者において専門家の協力を得て行う調査)

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実が確認された旨報告を受けた場合には、学校の設置者は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする（法第 19 条第 1 項）。
- この調査については、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止についても調査の目的とされることに留意するとともに、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とする必要がある。

(調査体制等)

- 調査に当たり、学校の設置者は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得ることが求められており、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者としては、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャル

ルワーカー、弁護士、警察官経験者、学識経験者等が考えられ、事案に応じた適切な専門家の協力を得ることが必要である。

- 協力を得る専門家については、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公正性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- また、地方公共団体によっては、協力を得る専門家を把握等することが困難な地域も想定されることを踏まえ、法第 19 条第 3 項では、都道府県は、調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができるとしており、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。

（事実確認等の実施）

- 事実関係の明確化に当たっては、被害児童生徒等や教育職員等から聴き取りを行うことが考えられる。学校の設置者が調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない（法第 19 条第 2 項）とされており、特に、幼児期や小学校低学年などで、あるいは障害等により、自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行う必要がある。
- また、児童生徒等の負担を軽減するとの観点から、児童生徒等からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童生徒等については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や時期、回数についての留意が必要であるとの指摘があることを踏まえ、捜査機関等においては、児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において児童生徒等から事情聴取を行うに当たっては、代表者聴取の取組¹⁸を行っているところであるので、調査を行う学校の設置者においては、被害児童生徒等から聴き取りを行うに当たって、こうした取組に留意が必要である。
- さらに、こうした指摘は学校の設置者が行う調査についても同様に、児童生徒等の負担を軽減するとの観点等に留意する必要がある、学校の設置者においても、代表者聴取の取組において行われる聴き取りの方法等を参考とすることは有効である。
- 被害児童生徒等に対して聴き取りを行う場合、弁護士や医師、学識経験者等の外部の専門家で児童生徒性暴力等の事案に係る聴き取りに長けた者や児童相談所の協力

¹⁸ 児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において、児童生徒等から事情聴取を行うに当たって、児童生徒等の負担軽減及びその供述の信用性確保の観点から、検察、警察及び児童相談所の 3 機関が、早期に情報共有や協議を行い、そのうちの代表者が児童の供述特性を踏まえた方法（いわゆる司法面接的手法）等で当該児童生徒等からの面接・聴取を行う取組をいう。

を得て丁寧な事実確認を行うことは非常に有効であると考えられる。また、被害者の意向等により、学校管理職や担任、養護教諭等により聴き取りを行う場合であっても、聴き取り項目や方法が適切かどうかや、聴き取った内容について補充の質問等が必要かどうかなど、外部の専門家の助言を得つつ行うことが必要であると考えられる。

- その際、仮に、将来的に当該教育職員等が特定免許状失効者等となり、欠格期間後に免許状の再授与を申請した場合、再授与審査においては、上記の事実確認で判明した児童生徒性暴力等を行った事実に基づき当該特定免許状失効者等が児童生徒性暴力等を再び行わないことの蓋然性等に係る検討が行われることを踏まえ、事実確認段階においては、当該教育職員等が行った児童生徒性暴力等を適切に把握しておくことが重要となることに留意する必要がある。
- また、児童生徒等のプライバシー保護に十分に留意する必要がある、例えば、調査の初期の段階で十分な確たる情報がない中、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する必要がある。

(学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等)

- 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童生徒等の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある（法第 20 条）。
- 保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの機関を被害児童生徒等やその保護者等に紹介するとともに、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、被害児童生徒等やその保護者等からの相談等に学校で継続的かつ適切に対応し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保や学習支援、関係機関との連携等を行うことなどが考えられる。
- 学校全体の児童生徒等や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、学校の設置者及び学校は、マスコミ等への対応も含め、被害児童生徒等を守りつつ、予断のない一貫した情報発信にも留意する必要がある。

(学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等)

- 法第 21 条では、法第 17 条から第 20 条までの規定について、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者による児童生徒性暴力等（当該学校の児童生徒等に対するものに限る。）について準用することとしている。

- 学校において児童生徒等と接する業務に従事する者の職については、業務の内容・範囲や職の名称、児童生徒等と接する度合い等が地域や学校の実情に応じて異なること、また、時代の変化等によりこれまでになかった業務に従事する者が絶えず新たに生じることから、網羅的に示すことは困難であるため、職の名称等で機械的に判断するのではなく、各学校の実態を踏まえつつ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するようにする観点から、対象となる者を判断することが必要である。

その上で、現時点で考えられる職としては次のようなものがある。

- ・事務職員 ・学校医 ・学校歯科医 ・学校薬剤師 ・学校栄養職員
- ・技術職員 ・学校司書 ・学校用務員 ・医療的ケア看護職員
- ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・情報通信技術支援員
- ・特別支援教育支援員 ・教員業務支援員 ・部活動指導員 ・学校給食調理員
- ・専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ・GIGA スクールサポーター
- ・部活動の外部指導者 ・外国語指導助手（ALT） ・観察実験アシスタント
- ・学習指導員 ・日本語指導補助者 ・母語支援員
- ・スクールガードリーダー（スクールガード） 等

（３）児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する厳正な対処

- 本法の基本理念では、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行わなければならない（法第４条第４項）としている。
- また、公立学校の教育職員等の任命権者の責務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図ること、公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者の責務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとすることを規定している（法第７条第２項及び第３項）。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、文部科学省においても、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするべきことについて、累次にわたり通知等してきたところである。
- こうしたことも踏まえ、これまでに全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準においてその旨の規定が整備されたところであり、実際に教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、法の基本理念

等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある。他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。

また、懲戒処分等の検討に当たっては、事案に応じて、弁護士や医師等の外部専門家の協力を得ながら進めることが必要である。

- 教育職員等による児童生徒性暴力等があったにも関わらず、懲戒処分を行わず、依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならない。

また、学校の管理職や教育委員会が、(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置に記載する、法により求められる必要な対応を行わず、児童生徒性暴力等の事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、この法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員法による懲戒処分の対象となり得る。【再掲】

- なお、懲戒処分を行うに当たっては、教育職員等による児童生徒性暴力等に該当する場合には、懲戒処分に係る処分の事由を記載した説明書（地方公務員法第 49 条（公立学校の教育職員等の場合））等において、児童生徒性暴力等に該当することによる懲戒処分である旨を明示することが必要である。
- 公立学校以外の学校において、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、雇用者による懲戒がなされる前に当該教育職員等が依願退職し雇用関係が消滅した場合などであっても、免許管理者において、教育職員であった時期の非行に基づき教育職員免許法第 11 条第 3 項に基づく免許状の取上げ処分を行うことも可能である。【再掲】
- 免許管理者は、特定免許状失効者等となった者に対し、免許状の返納を求めたり、免許状取上げ処分を行った旨の通知を行ったりする際などにおいて、特定免許状失効者等に該当する旨及び免許状を再授与されるためには法第 22 条等に基づく申請手続を行う必要がある旨等を示すものとする。

3 教育職員等の任命又は雇用に関する施策

(1) データベースの整備及び特定免許状失効者等に関する情報の記録¹⁹

- 特定免許状失効者等に該当する者を任命又は雇用しようとする場合には、法第 3 条

¹⁹ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和 3 年 5 月 21 日 衆議院文部科学委員会）

十三 データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和 3 年 5 月 27 日 参議院文教科学委員会）
十四、データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。

において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が認められる必要がある。特定免許状失効者等に該当するか否かを確認するため、任命権者等は、教育職員を任命又は雇用しようとするときは、法第 15 条第 1 項に基づき国が整備し、令和 5 年 4 月 1 日より稼働しているデータベース²⁰の活用が義務付けられている。

- 個人情報の取扱いやセキュリティの確保を含めたデータベースの適切かつ有効な管理及び活用にあたっては、文部科学省から別途配布している「特定免許状失効者管理システム 業務マニュアル」を確認するものとする。
- 免許管理者は、当該都道府県又は認定市町村において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、失効又は取上げに係る事実関係の把握を十分詳細に行った上で、法第 15 条第 1 項で規定する特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録するものとする（法第 15 条第 2 項）。
- データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効又は取上げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く）までに記録を行うものとする。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録するものとする。
- データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも 40 年間分の記録を蓄積していくこととするが、記録情報の正確さを担保するためにも、各免許管理者においては、文書管理規則等に則った上で、特定免許状失効者等の免許状の失効・取上げに関する行政文書の適切な保存期間等に留意する必要がある。
- 法第 15 条第 2 項に基づくデータベースへの記録の入力については、法第 4 条第 2 項の基本理念等を踏まえ、法の施行日より前に児童生徒性暴力等に相当するような行為を行ったことにより免許状が失効又は取上げ処分となった者に関する情報についても、データベースに記録するものとする²¹。

²⁰ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
（データベースの整備等）

第 15 条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

²¹ 特に、法（データベース関係規定を除く。）の施行後からデータベース関係規定の施行までの期間に、特定免許状失効者等となった者については、データベースが未構築であることから直ちにデータベースへの情報の記録はできないものの、特定免許状失効者等の正確な把握に資するよう、例えば教員免許管理システムに暫定的に記録しておくこと等が考えられる。

- 児童生徒性暴力等を行った者のうち、懲戒免職処分又は解雇時の前に、禁錮以上の刑が確定したことにより、免許状が失効するようなケースもあり得るが、その際、当該失効者が児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたかどうか等を正確に識別するため、例えば、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことが考えられる。
- データベースに記録された情報は、要配慮個人情報を含む場合もある機微な情報であることから、情報に触れるユーザーは任命又は雇用の判断に当たって一定の権限を有する者に限定すること、データベースにアクセスする端末及びユーザーID、パスワード、検索結果等の情報は紛失・盗難・漏えい防止措置を講じること、使用用途の終了した情報は速やかに復元不可能な形で破棄することなどをはじめ、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）に例示された安全管理措置を適切に施すこと。

（２）教育職員等を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等

- 任命権者等は、法の基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用するものとする（法第7条第1項）。データベースの活用は、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに限られ、目的外の用途に使用してはならない。
- その際、法第4条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない等とされていることに留意する必要がある。
- データベースの活用は、国公立の別や、前職の有無、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、教育職員等を任命し、又は雇用しようとする全ての任命権者等に義務付けられていることに留意する必要がある。また、他機関との人事交流等により任命又は雇用する際（国立大学法人と教育委員会との人事交流や、教育委員会事務局職員等の行政職から教育職員等への採用等）にも、活用義務がある。
- 任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することがデータベースの活用等により判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は

雇用の判断を行う必要がある²²。その際には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。

- 特定免許状失効者等の任命又は雇用を行う場合は、法第 3 条において教育職員等は児童生徒性暴力等をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。このとき、任命又は雇用を希望する者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度な蓋然性が認められなかったのにもかかわらず、当該希望者を任命又は雇用した場合において、当該者が児童生徒性暴力等を再び行ったときは、任命権者等についても損害賠償の責めを負うことがあり得ることに留意が必要である。
- なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規学卒者でない者など免許状取得から一定期間が経っている場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、任命又は雇用を希望する者の大学の卒業証書の原本や卒業証明書、免許状の原本等に表記された氏名（旧姓や改名前の氏名）の両方でデータベースを検索するものとする。
- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。

4 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する施策

（1）特定免許状失効者等に対する免許状の再授与²³

- 免許状の授与権者は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、

²² 児童生徒性暴力等以外のわいせつ行為等によって免許状が失効又は取上げとなった者が再び免許状を受けて採用試験に臨むケースも考えられることから、官報に公告された過去 40 年間分の免許状失効情報を検索することができる「官報情報検索ツール」を国のデータベースと並行して活用することも重要である。

²³ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

第 22 条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県教育委員会は、教育職員免許法第 10 条第 2 項（同法第 11 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる（法第22条第1項）。

（再授与審査の基本的な考え方）

- 再授与審査の基本的な趣旨は、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないということであり²⁴、再授与の審査に当たって、授与権者においては、都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる^{25 26}。
- 法第4条の基本理念においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない等とされていることを踏まえ、再授与を行うためには、少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当であり、授与権者は、このような考え方の下、自らの権限及び責任において、十分に慎重に判断する必要がある²⁷。授与権者が特定免許状失効者等に対し故意又は過失によって違法に免許状を再授与してしまい、当該者が教壇に立ち児童生徒性暴力等を再び行ってしまった場合は、授与権者は損害賠償の責任を問われることもあり得るため留意が必要である。
- その際、免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり、特定免許状失効者等が免許状の再授与を希望する場合、当該申請者において申請の前提とな

²⁴ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 趣旨説明（抄）

令和元年度には、大変残念ながら、121名の公立学校教員が児童生徒に対するわいせつ行為を理由として懲戒免職となりました。被害を受けた方々の心情に思いを致せば、このような教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはなりません。しかしながら、現行の教育職員免許法は、このような教員であっても、一定期間が経過すれば、形式的な確認で再免許を授与しなければならない仕組みとなっており、これを改めるとともに、教員による児童生徒に対する性暴力等の防止等を図るなどの必要があります。

²⁵ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 趣旨説明（抄）

…この審査（注：特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与に係る審査）は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴いて、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして総合的に判断されることとなり、その判断に必要な資料は申請者側が提出する必要があります。このような仕組みを通じて、適格性を有しない教員が再び教壇に立つことを防ぐものとなっております。

²⁶ 平成25年6月27日東京地方裁判所民事第2部判決（平成23年（行ウ）167号）において、処分行政庁が医師免許の再付与を拒否したことが裁量権の範囲の逸脱又は濫用にあたるかが争われたところ、当該判決文においては「医師法7条3項（注：現2項）は、処分行政庁において、再び免許を与えることが『適当であると認められる』に至ったときには、『再免許を与えることができる』と規定しており、同文言からして、処分行政庁に広範な裁量権を与えていることが明らかであるところ、処分行政庁は、医師の免許取消処分を受けた者に対する再免許の可否を決するに当たり、当該医師の医事に関する不正行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該医師の性格、処分歴、反省の程度等、諸般の事情を考慮し、同行の規定の趣旨に照らして、再免許を付与するか否かを決定すべきものと解される。」と判示されている。

²⁷ なお、仮に特定免許状失効者等が再び免許状を授与されたときも、免許状には授与の根拠規定（教育職員免許法第16条の2の2）が記載されることとなる。このため、任命権者等は、免許状に記載された当該授与の根拠規定も十分に踏まえつつ、適切な採用判断を行う必要がある。

る基礎的な情報を示す書類に加え、改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性を証明し得る書類を授与権者に提出し、自身が免許状の再授与を受けることが適当であることを証明する必要がある²⁸（審査における主な考慮要素と提出書類例は、別紙を参照）。

（再授与が不適当と考えられる例）

- 上記の再授与審査の基本的な考え方を踏まえると、例えば、以下のような者に対し免許状を再授与することは、基本的に不適当であると考えられる。
 - ・過去に行った児童生徒性暴力等に高い悪質性²⁹が認められる者
 - ・加害行為の再犯防止のために一定の条件を要する者³⁰（例えば、医師による治療・服薬指導等を継続する場合に限り加害行為の再犯が見込まれない等）
 - ・免許状の失効期間中を含め、長期間に渡り児童生徒等と接しない職業等において加害行為を犯さなかったとしても、教育職員等として復職することにより児童生徒等と接することが契機（トリガー）となって、再び児童生徒性暴力等を行う可能性が排除できない者
 - ・過去、特定免許状失効者等となった後に免許状の再授与を拒否され、その時から審査内容に関して大きな状況変化がない者
 - ・自己申告内容の重要な部分に明らかな虚偽が認められる者 等

（留意事項）

- 申請者や授与権者が被害者及びその関係者に接し、当時の事案を再起させてしまうことで、被害者等が再び心情を害するなどの二次的被害につながることはないよう、再授与申請・審査に関する過程において、申請者や授与権者による被害者等への接触は原則として行わないよう配慮することが望ましい。
- 授与権者は、免許状の再授与を希望する特定免許状失効者等が、自身が特定免許状失効者等であることを悪意をもって隠ぺいして³¹又は認識せずに申請する可能性があることを踏まえ、新規学卒予定者等による申請の場合を除き、申請者から特定免許状失効者等であるとの自己申告がないときでも、原簿により当該申請者の過去の免許状失効事由を確認するなど、申請者が特定免許状失効者等に該当するか否かを確認するよう留意するものとする。

²⁸ 授与権者の責務は、原則として、申請者の提出書類に記載された情報の範囲において再授与が適当であるかどうかの判断を行うことに留まり、必ずしも関係情報を独自に調査したり、申請者に対して聞き取り等を行ったりすることまで求められているものではない。なお、再免許を裁量的に拒否できる類似の立法例における運用においても、「再免許申請書に記載された事情を考慮した結果、再び免許を与えることが適当であると認められなかったため。」等の理由が提示されている。

²⁹ 悪質性を判断するための要素として、過去の裁判例等を踏まえると、例えば、加害行為の動機・内容・回数・期間・常習性、被害者の年齢・人数、教師という立場・信頼関係の利用（自校内・勤務時間内・担任・顧問等）、計画性、撮影行為、被害者に自責の念を抱かせる言動や秘密の共有・口止め・脅迫、犯行の重大性への認識・反省、被害当事者及び関係者の苦痛及び長期的影響や処罰感情、社会的影響等が考えられる。

³⁰ 平成25年6月27日東京地方裁判所判決（再掲）においても、原告に医師免許を再度付与した場合、原告が医師として行い得る医療行為に特段の制約が及ぶわけではないため、原告が医師免許の取消処分事由となった臓器摘出等の手術に関与しないという条件をもって医師免許の再付与の妥当性が認められるものではない旨が判示されている。

³¹ 偽りその他不正の手段により、免許状の授与を受けた者については、教育職員免許法第21条第2項により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが定められている。

(2) 都道府県教育職員免許状再授与審査会³²

- 都道府県教育委員会による特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し、意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、再授与審査会を置く(法第23条第1項)
- 再授与審査の公平・公正性や専門性を確保するため、再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者(医療、心理、福祉、法律の専門家等)で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により議決を行うものとする。なお、第三者性の確保の観点から、教育委員会(当該都道府県以外の教育委員会に所属する場合を含む。)の職員は、再授与審査会の委員としては参画しないものとする。

加えて、再授与審査会において再授与が適当であるとの結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全会一致をもって行うものとする³³。
- 文部科学省は、再授与審査に関して全国で統一的な運用を図るとともに³⁴、都道府県教育委員会における専門家の適切な確保に資するよう、職能団体等の協力も得ながら、専門家の候補者となる者の情報共有や専門家の共通理解を図る取組等、必要な支援を行う。なお、委員は他の都道府県教育委員会の再授与審査会で同様の業務を兼務すること(いわゆる掛け持ち)も可能である。
- 再授与審査会の公開については、個人情報を取り扱うこととなり、また、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれもあるため、基本的に非公開となることが想定されるが、当該都道府県の関係条例等を踏まえ、適切に判断する。その際、例えば、

³² ○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第23条 前条第2項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

³³ ○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文部科学省令第5号)

第5条 (略)

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全会一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

³⁴ ○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件(令和3年5月21日 衆議院文部科学委員会)

十一 都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議(令和3年5月27日 参議院文教科学委員会)

十二、都道府県の教育委員会は、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一的な運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。

会議は非公開としつつ、事後的に議事要旨を公にすることも考えられる³⁵。なお、再授与審査会の委員は、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号該当）の身分を有し、同法上の守秘義務等は課されないこととなるため、教育委員会規則等で守秘義務に関する規定を定める必要がある。

- 再授与審査会の職務等に関する必要な事項については、組織及び運営に関し必要な事項を定める文部科学省令や基本指針等を踏まえつつ、各都道府県教育委員会の教育委員会規則等により定める必要がある³⁶。なお、具体的な委員の委嘱のタイミング等については、地域の実情や申請状況等³⁷も踏まえつつ、柔軟に対応することも可能である。

³⁵ 医師の再免許について審議する国の医道審議会医道分科会では、「元医師1名に対する再免許付与について諮問がなされ、審議の結果、再免許が適当である旨の答申はなされていない。」等の議事要旨がウェブサイトに掲載されている。

³⁶ 法第23条が、教育委員会の附属機関である再授与審査会の設置及び職務の根拠規定（地方自治法第138条の4第3項・第202条の3第1項における「法律…の定めるところにより」）となっている。

³⁷ 法施行後に行われた児童生徒性暴力等による特定免許失効者等について適用するとの再授与審査に関する経過措置（法附則第2条）及び当該申請に関する欠格期間（例：懲戒免職の場合は3年）を踏まえると、再授与審査は定常的には令和7年度以降に見込まれることとなる。欠格期間は、形式的には最短で、禁錮以上の刑に付された執行猶予1年の場合があり得るが、相当する事案は事実上確認されていない。

再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例

- 再授与審査において、授与権者が考慮すべき主要素や、申請者が自らの証明責任の下で提出することが想定される、①申請の前提となる基礎的な情報を示す書類に加え、②改しゅんの情が顕著であり、再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性の証明に資する書類の例は、以下の表のとおり。なお、いずれの考慮要素も必ずしも独立して判断できるものではなく、他の要素との兼ね合いも踏まえつつ総合的に判断されることとなると考えられる点に留意が必要である。

	考慮すべき主要素	提出書類例
①	・加害行為の悪質性 ^(注1)	・免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等の事実関係に関する自己申告書 ^(注2) (懲戒免職の場合は処分事由説明書、免許状失効の原因となった児童生徒性暴力等に関する刑事又は民事裁判がある場合はその判決謄本等を含む。)
	・再授与審査の申請歴	・特定免許状失効者等となった後の再授与審査の申請歴に関する自己申告書 (他の都道府県教育委員会に申請中でないことの確認、過去の申請歴がある場合はその結果通知及びその後の状況変化を示す書類を含む。)
②	・社会的活動等の状況	・特定免許状失効者等となった後の職歴・社会的活動歴、再犯防止策に関する自己申告書 ^(注3)
	・治療・更生等の程度	・複数の医師等による診断書・意見書 (診断名、治療内容(期間、服薬名等)、症状の安定性・治癒の見込み、業務への支障の程度、その他特記事項) ^(注4) ・更生プログラム等の受講等歴・評価書 ・申請者の現在の勤務先による勤務状況等証明書 ・申請者の復職を求める嘆願書
	・反省の程度(被害者等との関係性を含む。)	・申請者の反省文 ・被害者等に対する慰謝措置(謝罪、損害賠償等)や被害者等との示談等に関する自己申告書

(注1) 悪質性を判断するための要素として、過去の裁判例等を踏まえると、例えば、加害行為の動機・内容・回数・期間・常習性、被害者の年齢・人数、教師という立場・信頼関係の利用(自校内・勤務時間内・担任・顧問等)、計画性、撮影行為、被害者に自責の念を抱かせる言動や秘密の共有・口止め・脅迫、犯行の重大性への認識・反省、被害当事者及び関係者の苦痛及び長期的影響や処罰感情、社会的影響等が考えられる。

(注2) 申請者の申立書の審査に当たっては、免許状が失効・取上げとなった当時の免許管理者(都道府県教育委員会)等に対し、申請者の自己申告の内容が真正であることや、懲戒免職等の原因となった児童生徒性暴力等以外に判明している加害行為の有無の確認など、必要な情報を補完的に問い合わせることも可能であり、問合せを受けた関係機関は、法の趣旨を踏まえ、適切に対応することが求められている³⁸⁾。その際、実務上、当時の免許管理者ないし任命権者等に、書面による情報提供を求めることのほか、例えば、参考人として参加する協力を求めることも考えられる。児童生徒性暴力等により禁錮以上の刑に処された者については、必要に応じて、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法に基づき、当時の事件記録について、保管記録の閲覧請求を行うことも考えられる。

(注3) 申請者が仮に特定免許状失効者等となった後に児童生徒性暴力等を行っていないとしても、それだけでは、復職時に児童生徒等に接することが契機(トリガー)となり、再犯につながる可能性もあることに留意する必要がある。

(注4) 申請者が必ずしもいわゆる小児性愛その他の精神疾患により児童生徒性暴力等を行ったとは限らない点にも留意が必要である。

³⁸⁾ ○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
第22条(略)

3 都道府県教育委員会は、教育職員免許法第10条第2項(同法第11条第5項において準用する場合を含む。)の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）³⁹

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 基本指針（第十二条）

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置（第十三条—第十六条）

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等（第十七条—第二十一条）

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等（第二十二条・第二十三条）

第六章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

³⁹ 条文は、令和5年7月13日現在のもの。

- 一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。
 - 二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。
 - 三 刑法第百八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。
 - 四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
 - 五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。
- 4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処をいう。
 - 5 この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。
 - 6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

（児童生徒性暴力等の禁止）

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

（基本理念）

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に係る重大な問題

であるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。
- 3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。
- 4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。
- 5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第五条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（任命権者等の責務）

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。

2 公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（学校の設置者の責務）

第八条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校の責務）

第九条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職

員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(教育職員等の責務)

第十条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないように教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十一条 国は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第十二条 文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針（次項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針

二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項

三 その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置

(教育職員等に対する啓発等)

第十三条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

3 教育職員の養成課程を有する大学は、当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒等に対する啓発)

第十四条 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等の尊

敵を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないことについて周知徹底を図るとともに、特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第二十条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。

（データベースの整備等）

第十五条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

（児童生徒性暴力等対策連絡協議会）

第十六条 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができる。

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等

（教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置）

第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

（教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置）

第十八条 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察

署に通報するものとする。

- 3 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者（公務員に限る。）は、第一項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところにより告発をしなければならない。
- 4 学校は、第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 5 学校は、前項の措置を講ずるに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。
- 6 学校は、第四項の規定による報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。
- 7 学校は、第四項の場合において犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。

（専門家の協力を得て行う調査）

第十九条 学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

- 2 学校の設置者は、前項の調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

（学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等）

第二十条 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた当該学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、前項に規定する児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等に対する心理に関する支援その他当該児童生徒等及びその保護者に対する必要な支援を行うものとする。

（教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等への準用）

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務（当該学校の管理下におけるものに限る。）に従事する者による児童生徒性暴力等（当該学校の児童生徒等に対するものに限る。）について準用する。

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第二十二條 特定免許状失効者等（教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第十条第二項（同法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第二十三條 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

- 2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六章 雑則

(政令への委任)

第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（抄）

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第一項及び第十五条並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 第二十二條の規定は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与については、なお従前の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(教育職員免許法の一部改正)

第三条 教育職員免許法の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(特定免許状失効者等に係る免許状の再授与)

第十六条の二の二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等（第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）の免許状の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の定めるところによる。

第十六条の三第三項中「前条第二項」を「第十六条の二第二項」に、「次条第二項」を「第十六条の三第二項」に改める。

第四～六条 （略）

第七条 政府は、この法律の施行後速やかに、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年法律第六十六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日

二 第三条中刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に定める日

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第百八十二条の罪に当たる行為については、適用しない。

附 則（令和五年法律第六十七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。